

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成20年4月1日
(第67期) 至 平成21年3月31日

い ち よ し 証 券 株 式 会 社

E 0 3 7 7 2

第67期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

い ち よ し 証 券 株 式 会 社

目 次

頁

第67期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【対処すべき課題】	11
3 【事業等のリスク】	21
4 【経営上の重要な契約等】	22
5 【研究開発活動】	22
6 【財政状態及び経営成績の分析】	23
第3 【設備の状況】	26
1 【設備投資等の概要】	26
2 【主要な設備の状況】	27
3 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	45
3 【配当政策】	46
4 【株価の推移】	47
5 【役員の状況】	48
6 【業務の状況】	52
7 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	56
第5 【経理の状況】	63
1 【連結財務諸表等】	64
2 【財務諸表等】	97
第6 【提出会社の株式事務の概要】	122
第7 【提出会社の参考情報】	123
1 【提出会社の親会社等の情報】	123
2 【その他の参考情報】	123
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	125

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月23日

【事業年度】 第67期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

【会社名】 いちよし証券株式会社

【英訳名】 Ichiyoshi Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役(兼)代表執行役社長 武 樋 政 司

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【電話番号】 東京(03)3555-6210(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務経営企画担当 高 石 俊 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【電話番号】 東京(03)3555-6210(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務経営企画担当 高 石 俊 彦

【縦覧に供する場所】 大阪支店
(大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号)

岡山支店
(岡山市北区内山下一丁目1番5号)

神戸支店
(神戸市中央区加納町六丁目6番1号)

横浜支店
(横浜市西区南幸二丁目20番5号)

千葉支店
(千葉市中央区新町1番地20)

名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目1番26号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社 大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

連結会計年度		自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
		(平成17年3月期)	(平成18年3月期)	(平成19年3月期)	(平成20年3月期)	(平成21年3月期)
営業収益	(百万円)	21,734	27,569	25,482	21,489	14,256
純営業収益	(百万円)	21,538	27,383	25,282	21,339	14,161
経常利益又は 経常損失 (△)	(百万円)	5,477	9,855	6,498	1,872	△3,261
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(百万円)	4,967	5,757	3,848	1,087	△4,804
純資産額	(百万円)	35,591	40,571	39,318	35,570	28,156
総資産額	(百万円)	62,669	88,736	65,577	50,078	36,596
1株当たり純資産額	(円)	759.64	858.11	826.71	775.38	640.42
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	(円)	107.14	122.64	81.09	22.90	△106.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	105.14	120.75	80.86	22.89	—
自己資本比率	(%)	56.8	45.7	59.9	70.9	76.7
自己資本利益率	(%)	14.6	15.1	9.6	2.9	△15.1
株価収益率	(倍)	10.5	18.5	23.3	43.6	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,375	3,861	1,664	7,785	6,478
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△132	△2,289	△810	△1,538	51
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,239	△1,287	△5,072	△4,236	△2,859
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	13,559	13,850	9,636	11,634	15,294
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	821 [86]	883 [83]	972 [75]	1,046 [63]	1,041 [31]

(注) 1 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益金額}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100(\%)$$

*自己資本＝純資産合計－（新株予約権＋少数株主持分）

3 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

4 平成21年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	20,930 (18,888)	26,485 (23,819)	24,520 (22,229)	20,463 (18,695)	13,318 (12,230)
純営業収益 (百万円)	20,734	26,299	24,320	20,314	13,222
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	5,363	9,527	6,485	1,947	△3,188
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	4,711	5,492	3,845	1,108	△4,711
資本金 (百万円)	14,548	14,555	14,576	14,577	14,577
発行済株式総数 (千株)	47,986	48,036	48,083	46,388	44,431
純資産額 (百万円)	35,472	40,187	38,886	35,172	27,849
総資産額 (百万円)	62,350	88,085	65,006	49,479	36,029
1株当たり純資産額 (円)	757.09	849.98	818.56	767.39	634.18
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	30.00 (14.00)	100.00 (15.00)	55.00 (25.00)	32.00 (16.00)	26.00 (16.00)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	101.62	117.00	81.03	23.35	△103.99
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	99.72	115.20	80.79	23.34	—
自己資本比率 (%)	56.9	45.6	59.8	71.1	77.2
自己資本利益率 (%)	13.8	14.5	9.7	3.0	△15.0
株価収益率 (倍)	11.1	19.4	23.3	42.8	—
配当性向 (%)	29.5	85.5	67.9	137.0	—
純資産(株主資本)配当率 (%)	3.9	11.8	6.6	4.0	3.7
自己資本規制比率 (%)	584.0	540.3	503.9	446.0	383.8
従業員数 [外, 平均臨時雇用者数] (名)	777 [71]	834 [72]	911 [66]	984 [55]	965 [15]

(注) 1 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 第64期の1株当たり配当額100円には、設立55周年記念配当55円を、第65期の1株当たり配当額55円には、東証・大証市場第一部指定記念配当20円（中間配当10円、期末配当10円）を含んでおります。

3 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益金額}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100(\%)$$

*自己資本＝純資産合計－新株予約権

$$\text{株主資本配当率} = \frac{\text{配当金総額}}{\text{資本合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{純資産配当率} = \frac{\text{普通株式に係る1株当たり配当額(年間)}}{(\text{期首1株当たり純資産} + \text{期末1株当たり純資産}) \div 2} \times 100(\%)$$

・自己資本規制比率は金融商品取引法に基づき、決算数値を基に算出したものであります。

4 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。なお、第65期から会計基準の変更に伴い、株主資本配当率に替えて純資産配当率を記載しております。

5 第67期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

提出会社は、昭和19年5月29日、証券業大森商店(代表者 大森陳太)、証券業赤坂商店(代表者 赤坂福太郎)、証券業高木商店(代表者 高木清太郎)の3店が合併し、大阪市東区(現中央区)に三栄証券株式会社として、資本金50万円で設立されました。設立後の沿革の概要は次のとおりであります。

年月	概要
昭和23年10月	証券取引法に基づく証券業者としての登録を受ける。
24年4月	大阪証券取引所(現・株式会社大阪証券取引所)の正会員となる。
25年8月	一吉証券株式会社に商号を変更する。
37年12月	一吉不動産株式会社(平成11年6月、いちよしビジネスサービス株式会社に商号変更(現・連結子会社))を設立する。
43年4月	改正証券取引法に基づく証券業の免許を受ける。
46年10月	東京証券取引所(現・株式会社東京証券取引所)の正会員となる。
58年10月	御坊阪本証券株式会社を吸収合併する。
61年6月	資本金を35億45百万円に増資し、総合証券となる。
61年10月	一吉投資顧問株式会社を設立し、調査部門を分離独立する。
61年11月	香港駐在員事務所を現地法人化して、一吉国際(香港)有限公司(現・連結子会社)を設立する。
62年5月	株式会社一吉調査センター(平成2年4月、株式会社一吉証券経済研究所に商号変更)を設立し、一吉投資顧問株式会社の調査部門を同社に移管する。
63年4月	日本銀行との当座預金取引を開始する。
63年5月	国債元金支払取扱店の承認を日本銀行から受ける。
63年11月	名古屋証券取引所(現・株式会社名古屋証券取引所)の正会員となる。
平成元年3月	日本銀行との手形貸付取引の承認を受ける。
元年4月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第二部に上場する。
2年3月	株式会社一吉ファイナンス(平成5年5月、株式会社一吉エンタープライズに商号変更)を設立する。
4年4月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化して、イチヨシ マーチャント バンク シンガポール リミテッドを設立する。
4年5月	インドネシアの総合証券会社に資本参加し、社名をピー ティー イチヨシ アルファ セキュリティーズ(平成11年4月、ピー ティー イチヨシ セキュリティーズ インドネシアに社名変更)とする。
10年12月	改正証券取引法に基づく証券会社として登録。
11年1月	抵当証券業の規則等に関する法律に基づく抵当証券業の登録を受ける。
12年3月	株式会社一吉エンタープライズを清算する。
12年7月	「一吉証券株式会社」から「いちよし証券株式会社」に商号変更する。
12年7月	本店を東京都中央区に移転する。
12年7月	「一吉投資顧問株式会社」から「いちよし投資顧問株式会社」に商号変更する。
12年7月	「株式会社一吉証券経済研究所」から「株式会社いちよし経済研究所」に商号変更する。
12年12月	いちよし投資顧問株式会社を連結子会社とする。
12年12月	株式会社いちよし経済研究所を連結子会社とする。
13年12月	ピー ティー イチヨシ セキュリティーズ インドネシアを連結子会社から除外とする。
14年4月	抵当証券の販売の媒介等の業務を廃止する。
14年8月	イチヨシ マーチャント バンク シンガポール リミテッドを清算する。
15年6月	提出会社が委員会等設置会社(現・委員会設置会社)へ移行する。
18年3月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定される。
18年7月	株式会社いちよしIR研究所を設立し連結子会社とする。
19年9月	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録を受ける。
21年3月末現在	連結子会社は5社。提出会社の店舗数は33店となる。

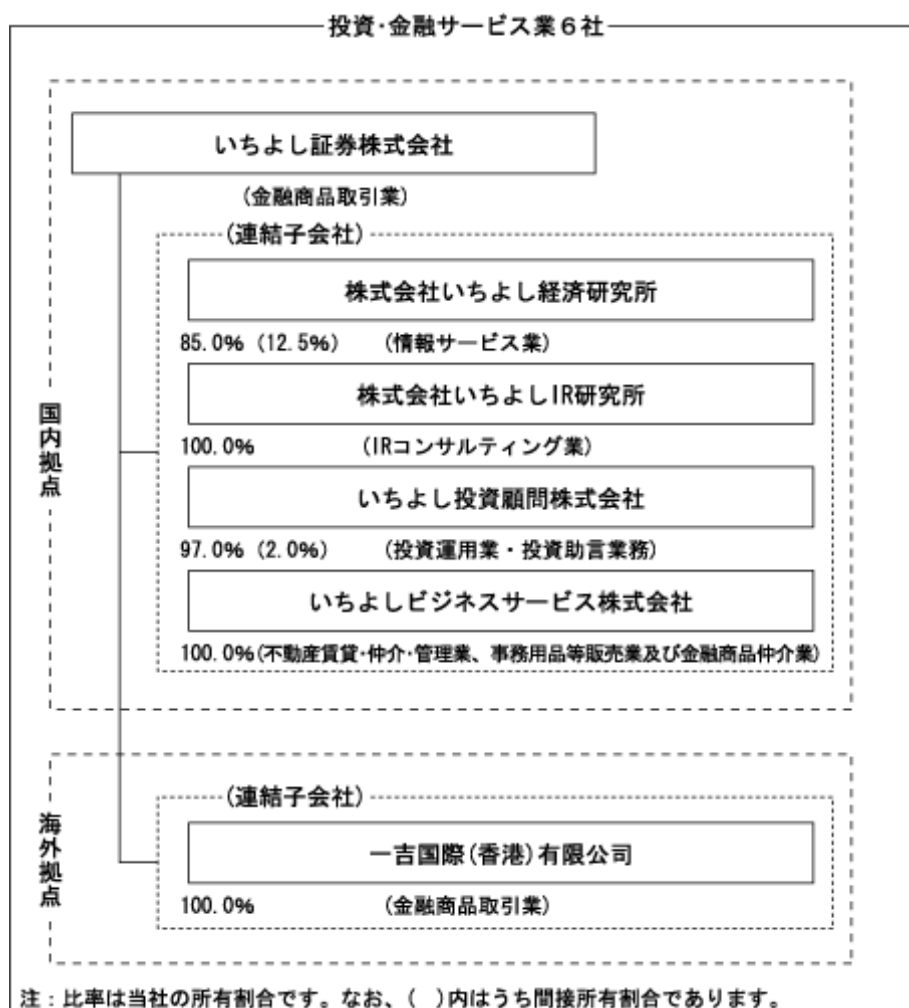
3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の関係会社 5 社(連結子会社 5 社)で構成され、主たる事業は、金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を展開しております。

当社の具体的業務は、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、及びその他の有価証券関連業であり、これらに関するお客様の多様なニーズに対応したサービスを提供しております。

また、当社の関係会社は、当社の業務に関連した事業を展開しております。「株式会社いちよし経済研究所」は中小型成長企業の株式に係る調査・情報収集、「株式会社いちよし I R 研究所」は I R コンサルティング業務の受託、「いちよし投資顧問株式会社」は投資運用業・投資助言業務を通じたアセット・マネジメント業務、「いちよしビジネスサービス株式会社」は当社グループにおける周辺業務の事務代行サービス、不動産賃貸・仲介・管理業、事務用品等の販売及び金融商品仲介業、「一吉国際（香港）有限公司」は有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介をそれぞれ行っております。

なお、平成21年3月19日開催の当社、「株式会社いちよし I R 研究所」、及び「一吉国際（香港）有限公司」の取締役会において、当社の「2009年経営合理化策」の一環として経営のより一層の効率化及び最適化を図るため、当該子会社 2 社を解散することを決議し、株式会社いちよし I R 研究所については平成21年7月、一吉国際（香港）有限公司については平成22年1月を目処に清算する予定で手続きを進めております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) 株式会社 いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	情報サービス業	85.0 (12.5)	—	調査・情報収集の受託 役員の兼任 4名
株式会社 いちよし I R 研究所	東京都中央区	100百万円	I R コンサルテ ィング業	100.0	—	I R コンサルティング業務 役員の兼任 3名
いちよし投資顧問 株式会社	東京都中央区	490百万円	投資運用業・ 投資助言業務	97.0 (2.0)	—	投資運用業・投資助言業務 役員の兼任 2名
いちよしビジネス サービス株式会社	東京都中央区	240百万円	不動産賃貸・仲 介・管理業、事 務用品等販売業 及び金融商品仲 介業	100.0	—	当社グループの事務代行及び 事務用品等販売業 役員の兼任 2名 提出会社との建物の賃貸借
一吉国際(香港)有限公司 (注2)	中華人民共和國 (香港)	1,500百万円	金融商品取引業	100.0	—	有価証券の売買等及び売買等 の委託の媒介 役員等の兼任 2名

- (注) 1 議決権の所有割合の()内は間接所有で内数表示しております。
2 特定子会社であります。
3 上記の各社は有価証券届出書または有価証券報告書を提出していません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

	従業員数(名)
連結会社合計	1,041 [31]

- (注) 1 当社グループは主に、投資・金融サービス業という事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
2 従業員数は就業人員であり、[]内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。
3 従業員数は、契約社員(105名)及び歩合外務員(12名)を含め、顧問(3名)及び嘱託(2名)を除いております。また、臨時雇用者には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
965 [15]	38.5	9.1	6,550,065

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。
2 従業員数は就業人員であり、[]内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。
3 従業員数は、契約社員(83名)及び歩合外務員(12名)を含め、顧問(3名)及び嘱託(2名)を除いております。また、臨時雇用者には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5 平均年間給与は、契約社員(83名)及び歩合外務員(12名)分を含んでおりません。

(3) 労働組合の状況

いちよし証券従業員組合は経済生活の向上と労働条件の改善のため、昭和44年7月30日に結成されました。当組合は当社グループの職員のみをもって組織する単一組合であり、外部上部団体には所属していません。現在、各社とも労使関係は終始円満に推移しており、労使関係については特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績の状況

当連結会計年度は、米国発の金融危機と世界同時不況の影響で、世界の金融・資本市場は極めて厳しい状況となりました。9月のリーマン・ショックによる世界的な信用収縮、その後の急激な生産・在庫調整、世界経済の危機に対応すべく主要各国による金融政策協調と短期間のうちに相次いで打ち出された財政政策など、目まぐるしく変動しました。

日本の株式市場も、10月には日経平均がバブル崩壊後の安値を更新する6,994円を記録するなど、株価水準・売買高共に低調に推移しました。当社が得意とする新興市場は売買が一層縮小し大幅な調整を余儀なくされました。

当連結会計年度における東証一日平均売買代金は前連結会計年度比30.9%減の2兆300億円、ジャスダック市場の一日平均売買代金は同58.8%減の139億円となりました。

ジャスダック市場を始め、株式市場全体の売買高が低水準で推移するなど当社のエクイティ営業には逆風となりましたが、一方で「グローバル・ソブリン・オープン」「メロン世界新興国ソブリン・ファンド」等の投資信託の販売及び変額個人年金保険の販売に注力してまいりました。

その結果、当社グループの純営業収益は141億61百万円となりました。一方、販売費・一般管理費は173億45百万円となり、経常損失は32億61百万円となりました。

また、当連結会計年度末の預り資産は、平成20年3月末比26.0%減の1兆1,775億円となりました。

内訳につきましては以下のとおりであります。

① 受入手数料

受入手数料の合計は前連結会計年度比34.4%減の125億57百万円となりました。

	平成20年3月期(百万円)	平成21年3月期(百万円)
受入手数料	19,156	12,557
委託手数料	7,441	4,591
引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	133	38
募集・売出し・特定投資家向け売 付け勧誘等の取扱手数料	3,907	2,086
その他の受入手数料	7,673	5,841

委託手数料：

株券の委託手数料合計は前連結会計年度比38.8%減の45億44百万円となりました。

このうち、株式委託手数料に占める中小型株式（東証２部・大証２部、ジャスダック、マザーズ、ヘラクレス）の割合は前連結会計年度の14.2%から12.1%となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料：

発行市場では、新規公開企業９社の幹事・引受シ団に加入（前連結会計年度は、主幹事１社を含む新規公開企業28社の幹事・引受シ団に加入）いたしました。

なお、既公開企業に係る公募・売出しに関しましては主幹事１社を含む３社（前連結会計年度は９社）の幹事または引受シ団への参入となりました。

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は前連結会計年度比71.0%減の38百万円となりました。

また、当連結会計年度末における累計引受社数は821社（うち主幹事27社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料：

毎月分配型ファンドを中心に販売した投資信託に係る手数料が前連結会計年度比46.5%減の20億64百万円と減少し、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は同46.6%減の20億86百万円となりました。

その他の受入手数料：

その他の受入手数料は、投資信託の当連結会計年度末残高が前連結会計年度比26.8%減の6,044億円と減少したことにより信託報酬が同23.4%減の47億60百万円となり、これに変額個人年金保険、ラップアカウントの口座管理料及び投資銀行業務（M&Aに関するアドバイス等）の手数料等を加え、全体では同23.9%減の58億41百万円となりました。

② トレーディング損益

	平成20年３月期(百万円)	平成21年３月期(百万円)
トレーディング損益	1,099	759
株券等トレーディング損益	728	425
債券等・その他の トレーディング損益	371	334
(債券等トレーディング損益)	371	334
(その他のトレーディング損益)	0	△0

株券等のトレーディング損益は、前連結会計年度比41.6%減の４億25百万円の利益となりました。債券等・その他のトレーディング損益は、同10.0%減の３億34百万円の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では同30.9%減の７億59百万円の利益となりました。

③ 金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の減少により前連結会計年度比50.5%減の３億32百万円、金融費用は、同36.1%減の95百万円となり、差引き金融収支は同54.6%減の２億37百万円となりました。

④ 販売費・一般管理費

コストの見直しによる効果や人件費等（変動費）の減少により、販売費・一般管理費は前連結会計年度比10.9%減の173億45百万円となりました。

⑤ 営業外損益及び特別損益

当連結会計年度の営業外損益は77百万円の損失となり、当連結会計年度の経常損失は32億61百万円となりました。

また、特別利益は、投資有価証券売却益 1 億89百万円等で、3 億31百万円を計上いたしました。特別損失は、投資有価証券評価損10億94百万円等で、12億12百万円を計上いたしました。

その結果、当連結会計年度の特別損益は 8 億81百万円の損失となりました。

これらにより、税金等調整前当期純損失は41億42百万円となり、これに法人税、住民税及び事業税57百万円並びに法人税等調整額 6 億 2 百万円等を差引きした結果、当期純損失は48億 4 百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失となりましたが、信用取引貸付金及び顧客分別金信託の減少等により増加し、64億78百万円（前連結会計年度比13億 7 百万円の減少）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入等により、51百万円（同15億90百万円の増加）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出及び配当金の支払い等により、△28億59百万円（同13億76百万円の増加）となりました。

以上により、当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末残高に比べ、36 億59百万円増加し、152億94百万円となりました。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング商品：

最近２連結会計年度末におけるトレーディング商品残高は以下のとおりであります。

	平成20年３月31日(百万円)	平成21年３月31日(百万円)
資産の部のトレーディング商品	1,200	406
商品有価証券等	1,200	406
株券	8	49
債券	1,084	248
CP及びCD	—	—
受益証券等	107	108
その他	—	—
デリバティブ取引	—	—
オプション取引	—	—
為替予約取引	—	—
その他	—	—
負債の部のトレーディング商品	9	1
商品有価証券等	8	—
株券	8	—
債券	—	—
CP及びCD	—	—
受益証券等	—	—
その他	—	—
デリバティブ取引	1	1
オプション取引	—	—
為替予約取引	1	1
その他	—	—

トレーディングに係るリスク管理体制：

当社グループのリスク管理の基本は、財務状況及び外部環境等に合わせてリスクを適切にコントロールすることにあります。そのため当社グループにおいては、提出会社の内部統制委員会が当社のリスク管理に関する全般的方針・具体的方針の策定等を行うため、リスク管理会議に諮問してこれを策定しております。また、リスク管理会議においては、財務状況等の変化に応じて適宜、リスク管理に関する具体的方針を見直しております。

トレーディング部門では、そのリスク管理方針等に沿った社内規程に基づき、取引を行う各部門毎及び各商品毎にポジション運用枠、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理会議において運用枠等の見直しを図りつつトレーディング業務を行っております。

さらに、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において、市場リスク、信用リスクに対する日常的なモニタリングを行い、当社の経営陣及び関連部署に日々報告しております。

2 【対処すべき課題】

当社は、リテールのお客様との長期にわたるお取引を基本とし、厳選した金融商品をご案内するとともに、マーケット環境を的確に捉えた資産運用サービスを通じて、預り資産の拡大を図っております。お客様満足度向上に向けた取組みとして、1人1人のお客様に対してより一層の適切なアドバイスに努めると共に、ダイレクト室（コールセンター）機能の充実や地域の弁護士・税理士とのタイアップ等、多面的な顧客サービスを実現して参ります。また、顧客紹介業や金融商品仲介業も拡大することにより、お客様とのチャネルの多様化を図って参ります。

ホールセールビジネスについては、新興成長企業に対する新規公開業務、引受業務、M&Aのアドバイスなどの投資銀行業務の拡充を図ります。

海外機関投資家に対しては、当社の強みであるリサーチ力を活かし中小型成長株のリサーチ・レポートの英文配信ビジネスを拡充させて参ります。

一方、2009年3月に策定した「経営合理化策」に基づき、コスト削減や本社機能のスリム化を実現し筋肉質な経営体制を構築することにより、早期の黒字化達成を目指して参ります。

＜ 当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策） ＞

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社を作ろう」を合い言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、昨今の我が国の資本市場における大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、平成8年4月以降3回の中期経営計画の実施により構築した土台の上に「ブランド・ブティックハウス」構築の為に「棟上げ」をする位置づけで、平成20年4月から現在の「中期経営計画」に取り組んで参りました。しかしながら、昨年9月のリーマン破綻以降、未曾有のグローバル金融危機とそれに伴う世界経済危機により、当社を取り巻く経営環境は急激に悪化いたしました。

この経営環境の悪化により、当社が積み上げてきた「ブランド・ブティックハウス」の土台を再度より強固なものに築き直す必要があると判断いたしました。従いまして、現在の「中期経営計画」を中止し、今般平成24年3月末をターゲットにした「新中期経営計画」を以下のとおり策定しております。

① 経営方針

経営理念 「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標 「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針 「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」 「Long Term Good Relation」

② 新中期経営計画の数値目標

目標の時期	平成24年3月末
預り資産	2兆円
主幹事会社数（累計）	35社
ROE	10～15%程度

③ 基本戦略

イ. 営業基盤の拡大— 預り資産の増加

ロ. 収支構造の改善— 株式市場の変動により影響されない収支構造

ハ. 顧客戦略— 富裕層預り資産の増加

ニ. 商品戦略

- ・中長期・分散投資が基本スタンス
- ・「投信の土台・ベース資産の再構築」と「エクイティ・シフト」
- ・「個人向け商品についての原理原則
” 売れる商品でも売らない信念— いちよし基準 ”」の継続

ホ. 既存ビジネスの収益の厚み増加— 収益力の多様化

ヘ. チャンネルの多様化

ト. 人材の育成

(2) コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、上述の経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役3名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員2名を含む監査委員会による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。また、当社は、内部監査部門として内部監査部を、平成18年度より、内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

これらに加え、平成21年2月より、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、平成20年3月期より新たに純資産配当率（DOE）も勘案し配当方針を決定しております。

具体的には、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、それぞれ算出された金額のうち、いずれか高いものを採用して配当金額を決定する方針であります。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

三 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取ったうえで株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにすべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」を更新し（以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）といたしました。

なお、本対応方針については、平成21年6月20日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。また、当該時点において、当社が特定の第三者から大規模買付の提案を受けている事実はありません。

(2) 大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、イ．大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、ロ．当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為の開始を認める、というものです。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

② 大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

イ. 大規模買付者及びその特定株主グループの概要

ロ. 大規模買付行為の目的及び内容

ハ. 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ

ニ. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画

ホ. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針

ヘ. 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

③ 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、イ. 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、ロ. その他の大規模買付行為の場合には90日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記(3)③「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記(3)記載のとおり勧告を行うものとします。

(3) 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認め

られるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、(注4)新株予約権の概要のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下のイ．ないしへ．の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- イ．真に当社の経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- ロ．当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- ハ．当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資源として流用する予定で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- ニ．当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- ホ．大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- ヘ．その他、イ．ないしホ．に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

③ 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した社外取締役等で構成される独立委員会を設置いたしました。独立委員会の委員は3名とし、その詳細は(注5)独立委員会委員略歴のとおりです。

独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。

す。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、執行役、執行役員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができるものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを決定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

(4) 株主・投資家に与える影響等

① 大規模買付ルール更新時の影響等

大規模買付ルールの更新は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの更新時点では、新株予約権無償割当て等を行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

② 大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。

なお、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が事後的に大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、不測の損害を被る可能性があります。

(5) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成22年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みと
いった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策と
して策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合
致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配 されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

① 上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が
判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保した
り、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社
の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うもの
です。

② 上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするも のではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の
会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利
益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

ロ. 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、平成21年6月20日開催の当社
株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただいております。また、本対
応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。

ハ. 独立した社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断
を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う
機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株
主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大
規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ. 合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記三(3)「大規模買付行為が開始された場合の対応
方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように
設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ホ．第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ．デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三(5)「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

（注１）特定株主グループとは、

（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）

又は、

（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）

を意味します。

（注２）議決権割合とは、

（i）特定株主グループが、（注１）の（i）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。）も加算して計算するものとします。）

又は、

（ii）特定株主グループが、（注１）の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。

（注３）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

(注4) 新株予約権の概要

(i) 新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(ii) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(iii) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(iv) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式（普通株式）とし、新株予約権の1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(v) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。

(vi) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(ix)項(ロ)に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(vii) 新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記(ix)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(viii) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(ix) 当社による新株予約権の取得

(イ) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

(ロ) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(注 5) 独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の 3 名といたします。

渡邊 啓司 (わたなべ けいじ)

(略歴) 第 4 「提出会社の状況」 5 「役員の状況」参照

※ 渡邊啓司氏は会社法第 2 条第 15 号に規定される社外取締役であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

安斎 隆 (あんざい たかし)

(略歴)

1941年生

1963年 4 月 日本銀行 入行

1985年 3 月 同行新潟支店長

1994年 5 月 同行考査局長

1994年 12月 同行理事

1998年 11月 日本長期信用銀行頭取

2000年 8 月 (株) イトーヨーカ堂顧問

2001年 4 月 アイワイバンク銀行 (現 セブン銀行) 代表取締役社長 (現任)

※ 安斎隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

若林 勝三 (わかばやし しょうぞう)

(略歴)

1943年生

1967年 4 月 大蔵省 入省

1987年 7 月 同省主計局主計官

1991年 6 月 同省証券局総務課長

1995年 5 月 国税庁次長

1996年 7 月 証券取引等監視委員会事務局長

1998年 6 月 沖縄開発事務次官

2001年 7 月 日本証券業協会専務理事

2004年 6 月 日本地震再保険 (株) 代表取締役会長 (現任)

※ 若林勝三氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには以下のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項として考えております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避および発生した場合の対処に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成21年6月23日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 証券業の収益変動リスク

国内および海外株式・債券相場が下落または低迷した場合、流通市場での売買高が減少し、結果として当社の売買委託手数料が減少する可能性があります。また、これに付随して、発行市場においても同様の影響を受ける可能性があります。

(2) 市場リスク

当社では、自己勘定でトレーディング業務を行っており、株価、金利および外国為替相場等の変動により、保有する有価証券等の価格が変動し、損失が発生する可能性があります。

(3) 信用（取引先）リスク

取引先の債務不履行等（信用状態の変化を含む）により、損失を被る可能性があります。

(4) 流動性リスク

金融情勢または当社グループの財務内容の悪化等により、資金調達面で制約を受け、資金の流動性に障害が生じる可能性、および通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失が発生する可能性があります。

(5) 事務リスク

当社グループでは、各種マニュアルの整備やコンプライアンス体制の整備強化に努めておりますが、事務処理プロセスで発生する事務ミス、事故、または不正等により損失が発生する可能性があります。

(6) システムに関するリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、または災害や停電による障害等により損失が発生する可能性、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失が発生する可能性があります。

(7) リーガルリスク

法令違反等があった場合、損失が発生する可能性、訴訟の提起を受ける可能性、および監督当局から行政処分等を受ける可能性があります。

(8) 情報関連リスク

インサイダー取引、内部情報の漏洩、および不適切な情報開示により、損失が発生する可能性、および社会的信用が低下する可能性があります。

(9) 競争によるリスク

証券業界は本格的な競争時代を迎えており、今後ますます競争は激化していくことが予想されます。こうした中、当社グループが、競争上の優位性を確保できない場合、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法制度等の変更によるリスク

昨今の証券業界を取り巻く各種法制度等の改正により、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態及び経営成績の分析】

当社グループに関する財政状態及び経営成績の分析・検討内容は原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成21年6月23日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積もりを必要とします。経営者は、これらの見積もりについて過去の実績等を合理的に勘案し判断しておりますが、実際の結果は、見積もり特有の不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針が連結財務諸表における重要な見積もりの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

① 繰延税金資産

当社グループの主たる事業である証券業は、証券市場の変動を大きく受ける市況産業であるため、業績変動の幅が大きく、長期にわたり安定的な課税所得の発生を予測することが困難であります。そのため、繰延税金資産については、将来の回収可能性を慎重に判断しております。

② 賞与引当金

当社グループの賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。この具体的な計算方法は、賞与の前支給対象期間の業績対比等の係数を基礎として算出しております。

③ ポイント引当金

当社の「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績に基づき当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。このポイントサービスは、顧客が指定の投資信託を購入した場合に購入ポイントを、また、ある一定期間保有した場合に保有ポイントを付与し、そのポイント残高に応じて商品と交換できる制度であります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度は、米国発の金融危機と世界同時不況の影響で、日本の株式市場も、10月には日経平均がバブル崩壊後の安値を更新するなど厳しい経営環境におかれました。

このような環境のもと、当社グループは、本社・本部のスリム化など徹底したコスト構造の見直しを実施してまいりましたが、営業収益の減少をカバーするには至らず、営業収益は前連結会計年度比33.7%減の142億56百万円となり、経常損失32億61百万円、当期純損失48億4百万円を計上いたしました。

① 営業収益の分析

イ. 受入手数料

当社グループは、2000年4月より株式市況に影響されない収益構造の基盤を確立するため、グローバル・ソブリン・オープンを核とする投資信託の販売に注力し、中長期的なスタンスに立って、お客様の信頼のバロメータである預り資産の拡大に努めてまいりました。この基本戦略に変更はないものの、9月のリーマン・ショック以降の世界同時株安と急激な円高等の為替の影響により、投資信託の基準価格が大きく下落した結果、顧客の投資意欲が減退し、投資信託の販売にも大きく影響しました。

受入手数料の合計は前連結会計年度比34.4%減の125億57百万円となりました。

具体的な受入手数料の内訳は以下のとおりであります。

(委託手数料)

世界同時株安の影響により、東証一日売買代金は前連結会計年度比30.9%減の2兆300億円、また、当社がリサーチに強みを持つ新興市場(中小型株式)であるジャスダック市場の一日平均売買代金は同58.8%減の139億円とさらに低迷しました。株券委託手数料を株券(委託)売買代金で除した株券委託手数料率は、リテール部門(個人投資家)の売買の減退により、前連結会計年度の0.42%から0.37%と0.05%低下し、株券の委託手数料を押し下げの一因となりました。その結果、株券の委託手数料合計は、前連結会計年度比38.8%減の45億44百万円にとどまりました。

(引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料)

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、株式市況の悪化及び景気の低迷の影響を受け、引受件数及び引受額とも減少し、前連結会計年度比71.0%減の38百万円となりました。

(募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料)

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、下期以降、受入手数料の項目に記載の理由により、投資信託の基準価格が急激に下落したことから、投資信託の月間販売額が半減するなど大きく影響を受けました。その結果、投資信託の販売手数料は、前連結会計年度比46.5%減の20億64百万円にとどまりました。

(その他の受入手数料)

その他の受入手数料は、全体では前連結会計年度比23.9%減の58億41百万円となりました。このうち、投資信託の預り資産残高から生じる信託報酬は、基準価格の急激な下落により、当連結会計年度末時点の預り資産残高が前連結会計年度比26.8%減の6,044億円と減少したことから、同23.4%減の47億60百万円となりました。

また、信託報酬以外のその他の手数料には、変額個人年金保険や引受けの公開アドバイザー手数料の他、ラップ・アカウントの口座管理料、いちよし経済研究所の中堅企業のリサーチ・レポートを英文に翻訳し、海外機関投資家へ配信する対価としてのアンバンドリング手数料などが含まれ、同26.1%減の10億48百万円となりました。

ロ. トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、株式市況の低迷により、前連結会計年度比41.6%減の4億25百万円となりました。債券・その他のトレーディング損益は、豪ドルを中心とした外国債券の販売に注力しましたが、急激な円高等の為替の影響により、同10.0%減の3億34百万円となりました。

② 販売費・一般管理費の分析

当連結会計年度の販売費・一般管理費は、本社・本部のスリム化など業務の見直しを含めたコスト削減を実施した結果、取引関係費及び人件費等の減少により、前連結会計年度比10.9%減の173億45百万円となりました。

また、本年3月に「2009年経営合理化策」を策定し、具体的には以下の内容により継続してコスト削減に取り組んでまいります。

イ. 包括的成本削減策

包括的なコスト削減策を講じ、販売費・一般管理費を、平成21年3月期下期の月間予算との対比で、月間1億円を超えて削減する平成22年3月期上期予算を編成いたしました。

また、役員の報酬15%カット(うち10%については平成20年10月より実施済み)、及び管理職レベルの職員の給与5%カットを本年4月より実施しております。

ロ. 関係会社機能の証券本体への統合

経営のより一層の効率化及び最適化を図るため、株式会社いちよしIR研究所及び一吉国際(香港)有限公司の2社の機能を当社に統合し、株式会社いちよしIR研究所については平成21年7月、一吉国際(香港)有限公司については平成22年1月を目処に清算する予定で手続きを進めております。

(3) 当連結会計年度の財政状態(資本の財源及び資金の流動性について)の分析

当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は152億94百万円(前連結会計年度比36億59百万円の増加)となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失となりましたが、信用取引貸付金及び顧客分別金信託の減少等により増加し、64億78百万円(同13億7百万円の減少)となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入等により、51百万円(同15億90百万円の増加)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出及び配当金の支払い等により、△28億59百万円(同13億76百万円の増加)となりました。

資金の流動性については、現金及び現金同等物の期末残高が152億94百万円と前連結会計年度比で36億59百万円増加しており、十分な流動性を確保しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度の設備投資の主なものとしては、提出会社においては、店舗の内装工事等を行いました。

(1) 店舗の内装及び改修工事

当連結会計年度において、主な設備の新設は下記のとおりであります。

なお、所要金額はすべて自己資金によっております。

① 提出会社

会社名	事業所名 (所在地)	内容	設備の内容	所要金額 (百万円)	完了年月または 取得年月
提出会社	大阪支店 (大阪市中央区)	内装工事	建物及び器具備品	119	平成20年8月

② 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	内容	設備の内容	所要金額 (百万円)	完了年月または 取得年月
いちよしビジネス サービス株式会社	いちよし証券 大阪支店ビル (大阪市中央区)	改修工事	建物	217	平成20年8月

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

店舗名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
本店	東京都中央区	177	—	—	177	277	賃借
東京支店	東京都中央区	12	—	—	12	27	賃借
赤坂支店	東京都港区	13	—	—	13	18	賃借
中目黒支店	東京都目黒区	13	—	—	13	19	賃借
吉祥寺支店	東京都武蔵野市	11	—	—	11	18	賃借
横浜支店	横浜市西区	18	—	—	18	33	賃借
上大岡支店	横浜市港南区	11	—	—	11	18	賃借
千葉支店	千葉市中央区	13	—	—	13	17	賃借
浦安支店	千葉県浦安市	26	—	—	26	23	賃借
越谷支店	埼玉県越谷市	11	—	—	11	17	賃借
名古屋支店	名古屋市中区	23	—	—	23	37	賃借
岡崎支店	愛知県岡崎市	7	—	—	7	7	賃借
大阪支店（注）	大阪市中央区	116	221	264.8	338	53	所有及び いちよし ビジネス サービス (株)から の賃借
梅田支店	大阪市北区	9	—	—	9	17	賃借
今里支店	大阪市東成区	14	—	—	14	18	賃借
針中野支店	大阪市東住吉区	35	—	—	35	18	賃借及び いちよし ビジネス サービス (株)から の賃借
難波支店	大阪市中央区	17	—	—	17	17	賃借
石橋支店	大阪府池田市	44	—	—	44	21	賃借
岸和田支店	大阪府岸和田市	43	—	—	43	17	賃借
枚方支店	大阪府枚方市	48	—	—	48	18	賃借
八尾支店	大阪府八尾市	12	—	—	12	21	賃借
神戸支店	神戸市中央区	15	—	—	15	20	賃借
加古川支店	兵庫県加古川市	28	—	—	28	21	賃借
伏見支店	京都市伏見区	18	—	—	18	25	賃借
高田支店	奈良県大和高田市	131	64	396.6	196	30	所有
学園前支店	奈良県奈良市	34	—	—	34	14	賃借
御坊支店	和歌山県御坊市	22	—	—	22	17	賃借
田辺支店	和歌山県田辺市	16	—	—	16	15	賃借

店舗名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
岡山支店	岡山県岡山市	62	123	325.8	185	37	所有
倉敷支店	岡山県倉敷市	19	—	—	19	36	賃借
小豆島支店	香川県小豆郡 土庄町	23	—	—	23	11	賃借
大牟田支店	福岡県大牟田市	13	—	—	13	16	賃借
いちよし ダイレクト室	東京都中央区	18	—	—	18	12	賃借

(注) 平成20年10月1日より、大阪本社から大阪支店に改称しております。

(2) 国内子会社

会社名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
株式会社 いちよし経済 研究所	東京都中央区	1	—	—	1	22	賃借
いちよし投資顧問 株式会社	東京都中央区	8	—	—	8	10	賃借
いちよしビジネス サービス株式会社	東京都中央区 大阪市中央区	280	228	903.2	508	35〔16〕	所有、賃 借及びい ちよし証 券(株)か らの賃借
株式会社いちよし I R 研究所	東京都中央区	0	—	—	0	5	賃借

(注) 従業員数は就業人員であり、〔 〕内は年間の平均臨時雇用者数を外書きしております。また、臨時雇用者にはアルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(3) 在外子会社

主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,159,000
計	168,159,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,431,386	44,431,386	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	44,431,386	44,431,386	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	22(注 1)	22(注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22, 000	22, 000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1, 033(注 2)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月27日～ 平成21年 6 月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1, 033 資本組入額 517	同左
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

② 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月25日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	720(注 1)	720 (注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,000	72,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,129(注 2)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月26日～ 平成22年 6 月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,129 資本組入額 565	同左
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成19年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	800(注 1)	800(注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000	80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,910(注 2)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年 6 月24日～ 平成26年 6 月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,910 資本組入額 955	同左
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 3)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注 4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- V. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- VIII. 新株予約権の取得条項
(注) 4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注1)	367	47,986	52	14,548	52	3,676
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注2)	50	48,036	7	14,555	7	3,683
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注3)	47	48,083	20	14,576	20	3,704
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注4)	△1,694	46,388	1	14,577	1	3,705
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注5)	△1,957	44,431	—	14,577	—	3,705

- (注) 1 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が367千株、資本金が52百万円及び資本準備金が52百万円それぞれ増加しております。
- 2 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が50千株、資本金が7百万円及び資本準備金が7百万円それぞれ増加しております。
- 3 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が47千株、資本金が20百万円及び資本準備金が20百万円それぞれ増加しております。
- 4 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が5千株、資本金が1百万円及び資本準備金が1百万円それぞれ増加しております。
- 自己株式の消却により、発行済株式総数が1,699千株減少しております。
- 5 自己株式の消却により、発行済株式総数が1,957千株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	23	35	151	90	8	13,952	14,259	—
所有株式数 (単元)	—	44,832	6,193	91,237	124,266	39	177,540	444,107	20,686
所有株式数 の割合(%)	—	10.10	1.39	20.54	27.98	0.01	39.98	100.00	—

(注) 自己株式580,640株は、「個人その他」に5,806単元、「単元未満株式の状況」に40株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7-2	5,298	11.92
State Street Bank And Trust Company (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	P.O.BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	3,986	8.97
State Street Bank And Trust Company 505223 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	P.O.BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,977	4.45
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8-11	1,913	4.30
J.P. Morgan Clearing Corp-Sec (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	One Metrotech Center North, Brooklyn, NY 11201 (東京都品川区東品川二丁目3-14)	1,229	2.76
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	1,050	2.36
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6-5	879	1.98
三信株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目6-1	869	1.95
Mellon Bank, N.A. Treaty Client Omnibus (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	One Mellon Bank Center, Pittsburgh, Pennsylvania (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	792	1.78
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	642	1.44
計	—	18,639	41.95

(注) 次の法人等から、当事業年度中に大量保有報告書の変更報告書の提出があり(報告義務発生日 平成20年10月29日)、次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人等名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Harris Associates L.P.	2 North LaSalle Street, Suit 500, Chicago, IL, USA, 60602	6,829	14.72

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 580,600	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,830,100	438,301	同上
単元未満株式	普通株式 20,686	—	同上
発行済株式総数	44,431,386	—	—
総株主の議決権	—	438,301	—

(注) 「単元未満株式数」には、当社所有の自己株式40株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀 二丁目14番1号	580,600	—	580,600	1.30
計	—	580,600	—	580,600	1.30

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を以下のとおり採用しております。

① 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社関係会社の取締役・同執行役・同従業員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,033(注)
新株予約権の行使期間	平成18年6月27日～平成21年6月26日
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※ 上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は65個（65,000株）であります。

② 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月25日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社関係会社の取締役・同執行役・同従業員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,129(注)
新株予約権の行使期間	平成19年6月26日～平成22年6月25日
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※ 上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は760個（76,000株）であります。

③ 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成19年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,910(注1)
新株予約権の行使期間	平成21年6月24日～平成26年6月23日
新株予約権の行使の条件	取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

（注）3の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

3 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

※ 上記決議事項に対し、実際に発行した新株予約権の数は800個（80,000株）であります。

④ 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成20年6月21日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同従業員 一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注1)
新株予約権の行使期間	平成22年6月22日～平成30年6月21日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。
新株予約権の行使の条件	取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注) 1 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

（注）3の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

3 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

※ 上記決議事項は市場動向等を勘案し付与は行いませんでした。

⑤ 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成21年6月20日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役・同執行役・同執行役員・同従業員 一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注1)
新株予約権の行使期間	平成23年6月21日～平成31年6月20日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。
新株予約権の行使の条件	取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注) 1 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

（注）3の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

3 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年11月17日決議)での決議状況 (取得期間 平成20年11月18日～平成20年12月19日)	2,000,000	1,400,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,957,500	1,317,450,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	42,500	82,549,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	2.1	5.9
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	2.1	5.9

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,847	3,594,143
当期間における取得自己株式	295	167,045

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	1,957,500	1,317,450,800	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡し)	558	260,938	—	—
保有自己株式数	580,640	—	580,935	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への適切な利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けております。

配当については、従来、業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行ってまいりましたが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、前事業年度より、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

以上の配当方針に基づき、当事業年度の1株当たりの配当金は純資産配当率（4％程度）を採用し、中間配当金16円、期末配当金10円の合計26円とさせていただきました。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとさせていただきます。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年10月28日 取締役会決議	732	16
平成21年5月19日 取締役会決議	438	10

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月
最高(円)	1,335	2,480 ※ 2,380	2,335	2,080	1,214
最低(円)	588	2,090 ※ 840	1,411	768	337

(注) 最高・最低株価は、平成18年3月1日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、第64期の事業年度別最高・最低株価のうち、※は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1 月	2 月	3 月
最高(円)	1,061	862	745	739	523	505
最低(円)	651	552	632	519	400	337

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員 報酬委員	武 樋 政 司	昭和18年4月13日生	昭和42年4月 平成2年6月 平成5年6月 平成7年6月 平成15年6月 平成18年12月 平成19年12月 平成20年6月	野村證券㈱入社 同社常務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 当社取締役(兼)代表執行役社長 取締役会議長・指名委員・報酬委員 当社相談役 当社代表執行役社長 当社取締役(兼)代表執行役社長 指名委員・報酬委員(現在)	(注2)	116
取締役	—	不 破 利 之	昭和34年11月13日生	昭和57年4月 平成11年4月 平成13年5月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年12月 平成19年10月 平成20年5月 平成21年2月	当社入社 当社執行役員 企画・人事本部長 当社アドバイザー本部長(兼)投資相 談担当・FA担当 当社取締役 当社取締役(兼)執行役常務 当社取締役(兼)執行役専務(現在) 当社機関投資家本部・法人営業本部 管掌 当社業務管理本部・システム管掌 当社業務管理本部管掌 人事・研修・ディーリング・ エクイティ業務担当(現在)	(注2)	54
取締役	取締役会議長 監査委員	遠 藤 平 司	昭和21年11月5日生	平成6年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成13年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年8月 平成19年12月	野村證券㈱取締役 野村信託銀行㈱常務取締役 野村ビジネスサービス㈱常勤監査役 当社監査役 当社取締役 監査委員 当社取締役(兼)執行役専務 管理・総務業務担当 当社取締役 監査委員(現在) 当社取締役会議長(現在)	(注2)	18
取締役	指名委員 監査委員 報酬委員	渡 邊 啓 司	昭和18年1月21日生	昭和62年7月 平成8年4月 平成12年6月 平成15年6月 平成20年6月 平成21年6月	青山監査法人代表社員 監査法人トーマツ代表社員 当社取締役 当社取締役 指名委員・監査委員・ 報酬委員(現在) ㈱朝日工業社社外取締役(現在) 公認会計士(現在)	(注2)	70
取締役	指名委員 監査委員 報酬委員	島 武 男	昭和16年3月15日生	昭和44年4月 昭和47年3月 平成10年6月 平成15年6月	弁護士登録 島武男法律事務所(現さくら法律事 務所)設立(現在) 当社監査役 当社取締役 指名委員・監査委員・ 報酬委員(現在)	(注2)	33
取締役	—	早 川 成 信	昭和19年6月17日生	昭和43年4月 平成元年11月 平成2年6月 平成6年6月 平成11年6月 平成12年6月 平成16年6月 平成19年6月	㈱野村総合研究所入社 ノムラ・リサーチ・インスティテュ ート・ヨーロッパ社長 ㈱野村総合研究所取締役 同社常務取締役 財団法人野村マネジメント・スクー ル専務理事 ㈱野村総合研究所顧問 財団法人野村マネジメント・スクー ル学長、専務理事 同財団法人理事(現在) 当社取締役(現在)	(注2)	3
計							295

(注) 1 取締役 渡邊啓司氏、島武男氏及び早川成信氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 当社は委員会設置会社であります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 社長	—	武 樋 政 司	(1)取締役の状況 参照	(同左)	(同左)	(注1)	(1)取締役 の状況参照
執行役専務	業務管理 本部管掌 人事・研修・ ディーリング ・エクイティ 業務担当	不 破 利 之	(1)取締役の状況 参照	(同左)	(同左)	(注1)	(1)取締役 の状況参照
執行役常務	第1、2 アドバイザー 本部・ アドバイザー サポート本部 ・FA担当	田名網 信 孝	昭和26年12月27日生	平成9年12月 平成12年6月 平成13年5月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年2月 平成18年3月 平成18年3月 平成18年5月 平成19年10月 平成20年4月 平成21年2月	野村證券㈱第一企業部長 当社執行役員 法人本部副本部長 当社法人本部長 当社常務執行役員 当社上席執行役 当社法人資金運用部長 当社執行役常務(現在) 当社インベストメント・バンキン グ担当 当社インベストメント・バンキン グ本部長 当社第1、2、3アドバイザー本部 IA・FA担当 当社第1、2、3アドバイザー本部 ・アドバイザーサポート本部・ FA担当 当社第1、2アドバイザー本部・ アドバイザーサポート本部・FA担 当(現在)	(注1)	66
執行役常務	経営企画・ 広報・秘書・ 引受審査担当	高 石 俊 彦	昭和34年3月23日生	昭和58年4月 平成12年10月 平成14年10月 平成17年4月 平成17年11月 平成18年7月 平成18年12月 平成19年10月 平成20年1月 平成21年2月	野村證券㈱入社 フランクリン・テンプレート・イン ベストメンツ㈱ リーガル&コンプライアンス部長 スパークス・アセット・マネジメ ント投信㈱ リーガル&コンプライアンス室長 当社上席執行役 経営企画担当 当社経営企画・引受審査担当 当社経営企画・引受審査・システ ム担当 当社執行役常務(現在) 当社内部監査担当 当社経営企画・引受審査・システ ム担当 当社経営企画・広報・秘書・引受 審査担当(現在)	(注1)	2
執行役常務	投資銀行 本部長	牛 山 憲 幸	昭和28年8月16日生	昭和53年4月 平成15年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成15年6月 平成17年4月 平成19年4月 平成19年10月 平成20年4月 平成20年12月 平成21年2月	野村證券㈱入社 同社取締役 野村キャピタル・インベストメン ト㈱取締役社長 野村ホールディングス㈱執行役 野村證券㈱執行役 野村インベスター・リレーション ズ㈱常務執行役 当社執行役常務(現在) 当社資本市場本部担当 当社インベストメント・バンキン グ本部長 当社インベストメント・バンキン グ本部担当 当社資本市場本部・企業金融本部 担当 当社投資銀行本部長(現在)	(注1)	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役	法人営業 本部長・ 機関投資家 本部担当	畑 中 久 人	昭和34年3月19日生	平成9年3月 平成10年4月 平成14年6月 平成14年10月 平成15年6月 平成16年9月 平成17年5月 平成17年6月 平成18年3月 平成18年5月 平成18年12月 平成19年10月 平成20年1月 平成21年2月	三洋証券(株)岡崎支店長 当社入社 当社執行役員 アドバイザーサポ ート本部長 当社アドバイザー本部第3ブロッ ク長(兼)投資相談担当 当社執行役 当社第2ブロック長(兼)投資相談 担当 当社アドバイザー本部長(兼)第1 ブロック長(兼)IA・FA・投資相談 担当 当社第1ブロック長(兼)IA・FA・ 投資相談担当 当社上席執行役 当社第1アドバイザー本部長(兼) IA・FA・投資相談担当 当社第1、2アドバイザー本部・ IA・FA担当 当社経営企画・人事・研修担当 当社人事・研修担当 当社執行役 法人営業本部長・ 機関投資家本部担当(現在)	(注1)	31
執行役	業務管理本部 ・システム 担当	山 崎 泰 明	昭和35年3月21日生	昭和60年4月 平成9年10月 平成9年11月 平成12年8月 平成13年6月 平成14年10月 平成16年9月 平成16年12月 平成17年8月 平成18年8月 平成19年10月 平成20年1月 平成20年4月 平成20年4月 平成20年5月 平成21年2月	三洋証券(株)入社 当社入社 当社東京資産アドバイザー室長 当社商品サービス本部副本部長 当社アドバイザーサポート本部副 本部長(兼)商品サービス部長・ア ドバイザーサポート部長 当社アドバイザーサポート本部長 当社執行役 ビジネス・プロデュ ース部長 当社ラップ業務担当 当社投資情報部長 当社管理本部長(兼)リスク管理部 長 当社管理本部長・引受審査・シス テム担当(兼)リスク管理部長 当社管理本部長(兼)リスク管理部 長 当社上席執行役 当社管理本部長・総務業務本部長 当社業務管理本部長(兼)検査部長 当社執行役 業務管理本部・シス テム担当(現在)	(注1)	20
執行役	アドバイザー サポート 本部長	立 石 司 郎	昭和38年8月12日生	昭和61年4月 平成9年11月 平成14年2月 平成16年3月 平成16年9月 平成17年5月 平成18年5月 平成19年10月 平成20年4月 平成20年4月 平成20年5月 平成21年2月	当社入社 当社浦安支店長 当社人事部長 当社大阪資産アドバイザー部長 当社執行役 第3ブロック長(兼) 投資相談担当 当社第2ブロック長(兼)投資相談 担当 当社第2アドバイザー本部長(兼) 投資相談担当 当社第3アドバイザー本部長(兼) 投資相談担当 当社上席執行役 当社アドバイザーサポート本部長 (兼)ラップアカウントサービス部 長 当社アドバイザーサポート本部長 (兼)ウェルスマネジメント部長 当社執行役 アドバイザーサポー ト本部長(現在)	(注1)	12
計							135

(注) 1 執行役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までであります。

2 執行役員制度の導入

平成15年6月に委員会設置会社に移行して以来、当社はガバナンス及び業務執行力の強化のための諸施策を打って参りました。今般、取締役と執行役によるこの経営体制に加えて、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図ることを目的として、平成21年2月1日より、執行役員制度を導入しました。執行役員は7名で構成され、うち5名が執行役の退任によるものであり、2名が新任によるものであります。

執行役員は、各部門の担当の執行役を補佐し、その指揮命令に基づいて当該部門における業務執行に専念します。従いまして、新しい経営体制は、取締役、執行役、及び執行役員により構成されます。

平成21年6月23日現在の執行役員は、次のとおりであります。

役名	氏名	担当
上席執行役員	赤 木 統	企業部担当
上席執行役員	秋 葉 滋	機関投資家本部長
執行役員	矢 野 正 樹	第2アドバイザー本部長(兼) 投資相談担当
執行役員	桑 原 功	引受部・投資銀行部担当
執行役員	中 尾 勉	大阪支店長(兼)大阪資産 アドバイザー部長
執行役員	仁 尾 美紀男	第1アドバイザー本部長(兼) 投資相談担当
執行役員	龍 元 裕 志	業務管理本部長(兼) 業務サポート部長

6 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前事業年度 (平成19. 4～ 平成20. 3)	委託手数料	7,311	3	15	—	7,330
	引受け・売出し手数料	132	1	—	—	133
	募集・売出しの取扱手数料	0	49	3,858	—	3,907
	その他の受入手数料	35	7	6,211	1,069	7,324
	計	7,479	60	10,085	1,069	18,695
当事業年度 (平成20. 4～ 平成21. 3)	委託手数料	4,470	8	38	—	4,517
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	38	—	—	—	38
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	21	2,064	—	2,086
	その他の受入手数料	23	7	4,760	795	5,587
	計	4,532	38	6,863	795	12,230

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前事業年度 (平成19. 4～平成20. 3)			当事業年度 (平成20. 4～平成21. 3)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	728	—	728	426	△1	425
債券等・その他の トレーディング損益	376	△5	371	327	6	334
債券等トレーディング損益	375	△4	371	327	7	334
その他のトレーディング損益	1	△1	0	0	△0	△0
合計	1,104	△5	1,099	754	5	759

(3) 自己資本規制比率

		前事業年度末 (平成20年 3月31日現在)	当事業年度末 (平成21年 3月31日現在)
基本的項目	(百万円) (A)	35,156	27,793
補完的項目	その他有価証券評価 差額金(評価益)等 (百万円)	17	56
	証券取引責任準備金等 (百万円)	305	—
	金融商品取引責任 準備金等 (百万円)	—	168
	一般貸倒引当金(百万円)	7	2
	計 (百万円) (B)	329	226
控除資産	(百万円) (C)	11,403	10,794
固定化されて いない自己資本	(A) + (B) - (C) (百万円) (D)	24,082	17,225
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	232	70
	取引先リスク相当額 (百万円)	483	180
	基礎的リスク相当額 (百万円)	4,684	4,236
	計 (百万円) (E)	5,399	4,487
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100 (%)	446.0	383.8

(注) 当事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は165百万円、月末最大額は309百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は347百万円、月末最大額は491百万円であります。

(4) 有価証券の売買等業務

① 有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

最近2事業年度における有価証券の売買の状況(先物取引を除く)は、次のとおりであります。

イ 株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (平成19.4～平成20.3)	1,731,866	1,829,525	3,561,392
当事業年度 (平成20.4～平成21.3)	1,195,885	1,041,349	2,237,235

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (平成19.4～平成20.3)	1,680	50,716	52,397
当事業年度 (平成20.4～平成21.3)	1,600	61,070	62,671

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (平成19.4～平成20.3)	18,677	120,281	138,959
当事業年度 (平成20.4～平成21.3)	12,055	104,336	116,391

② 証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は次のとおりであります。

イ 株券に係る取引

期別	先物取引(百万円)		オプション取引(百万円)		合計 (百万円)
	受託	自己	受託	自己	
前事業年度 (平成19.4～平成20.3)	1,480	4,028,206	86,122	1,116,064	5,231,873
当事業年度 (平成20.4～平成21.3)	5,550	2,604,802	28,476	619,861	3,258,691

ロ 債券に係る取引

期別	先物取引(百万円)		オプション取引(百万円)		合計 (百万円)
	受託	自己	受託	自己	
前事業年度 (平成19.4～平成20.3)	—	—	—	—	—
当事業年度 (平成20.4～平成21.3)	—	—	—	—	—

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い業務

最近2事業年度における有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は次のとおりであります。

① 株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (平成19.4～ 平成20.3)	3,403	2,825	—	—	8	—	—
当事業年度 (平成20.4～ 平成21.3)	576	609	—	—	4	—	—

② 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (平成19.4～ 平成20.3)	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	70	—	—	249	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	7,393	—	—
	合計	70	—	—	249	7,393	—	—
当事業年度 (平成20.4～ 平成21.3)	国債	—	—	—	328	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	10,869	—	—
	合計	—	—	—	328	10,869	—	—

③ 受益証券

期別	種類		引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (平成19.4～ 平成20.3)	株式 投信	単位型	—	—	—	—	—	1,000	—
		追加型	—	—	—	181,170	—	4,385	—
	公社債 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	369,737	—	—	—
	外国投信		—	—	—	8,833	—	—	—
	合計		—	—	—	559,741	—	5,385	—
当事業年度 (平成20.4～ 平成21.3)	株式 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	112,091	—	1,694	—
	公社債 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	250,875	—	—	—
	外国投信		—	—	—	7,542	—	—	—
	合計		—	—	—	370,509	—	1,694	—

④ その他

コマーシャル・ペーパー、外国証書及びその他については、該当事項はありません。

(6) その他業務

最近２事業年度におけるその他業務の状況は次のとおりであります。

① 有価証券の保護預り業務

期別	区分			国内有価証券	外国有価証券
前事業年度末 (平成20. 3. 31現在)	株券(千株)			794, 817	30, 344
	債券(百万円)			64, 886	36, 796
	受益証券 (百万円)	単位型		13, 380	6, 452
		追加型	株式	906, 174	
			公社債	50, 220	
	新株予約権証券(個)			—	—
当事業年度末 (平成21. 3. 31現在)	株券(千株)			902, 557	31, 542
	債券(百万円)			64, 554	37, 145
	受益証券 (百万円)	単位型		7, 037	7, 955
		追加型	株式	916, 387	
			公社債	46, 046	
	新株予約権証券(個)			—	—

② 信用取引に係る融資及び貸証券

期別	顧客の委託に基づいて行った融資額とこれにより顧客が買付けている証券の数量		顧客の委託に基づいて行った貸証券の数量とこれにより顧客が売付けている代金	
	金額(百万円)	数量(千株)	数量(千株)	金額(百万円)
前事業年度末 (平成20. 3. 31現在)	16, 978	22, 336	320	924
当事業年度末 (平成21. 3. 31現在)	5, 529	12, 026	742	715

③ 公社債の払込金の受入れ及び元利金支払並びに証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務

区分	前事業年度 (平成19. 4. 1～平成20. 3. 31)	当事業年度 (平成20. 4. 1～平成21. 3. 31)
債券取扱高(百万円)	18, 356	9, 259
受益証券取扱高(百万円)	568, 383	409, 382

④ その他

該当事項はありません。

7 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

一 会社の機関の内容

当社は、経営の効率性をより一層高めるため、委員会設置会社制度を採用しております。これは、経営の業務執行と経営の監督機能という役割を明確に分離した組織形態となっております。

経営の業務執行は、取締役会により選任された執行役が行います。執行役は、取締役会決議を待つまでもなく機動的な業務執行を行うことが可能になり、経営の効率性を重視するとともに、迅速な意思決定を図っております。執行役員は、各執行役より委譲された業務について業務執行を行っております。

経営の監督機能は、取締役会、及び社外取締役が過半数を占める「指名」「監査」「報酬」の法定三委員会が行います。さらに、取締役会議長には「執行役を兼務しない取締役」が就任し、業務執行との役割を明確に分離したうえで、監督機能の一層の強化を図っております。

また、当社及び関係会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会を設けております。

① 取締役会

執行役社長を含む取締役(兼)執行役2名・取締役1名・社外取締役3名で構成されております。取締役会では、経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務の執行を監督しております。取締役会は、原則として毎月1回開催します。

② 執行役会

執行役8名をもって構成されております。執行役会では、取締役会より委任された事項を決議するとともに、各執行役間の調整と意思統一を図ることにより、業務執行の推進を図っております。執行役会は、原則として毎月1回開催します。

各種委員会について

<法定三委員会>

① 指名委員会

取締役会で選定された取締役(兼)執行役社長1名及び社外取締役2名で構成されております。指名委員会では「指名委員会規程」に基づき、株主総会に議案として提出する取締役の選任及び解任について審議・決定し毎年2回以上開催します。

② 監査委員会

取締役会で選定された社外取締役2名及び取締役1名で構成されております。監査委員会では、取締役及び執行役の職務執行の監査並びに監査報告の作成、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことについての決定等を行います。また、監査委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役の意思決定、内部統制システムの整備状況等についての監査を行っております。監査委員会は、原則として毎月1回開催します。

③ 報酬委員会

取締役会で選定された取締役(兼)執行役社長1名及び社外取締役2名で構成されております。報酬委員会では「報酬委員会規程」に基づき、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容等について審議・決定し毎年2回以上開催します。

<その他委員会>

① 経営委員会

取締役及び執行役常務以上の執行役で取締役会議長が指名する者をもって構成されております。経営委員会は、取締役会の諮問機関であり、円滑な会社経営が行われることを目的として経営に関する重要事項、緊急を要する事項を報告・審議し、原則として毎週1回開催します。

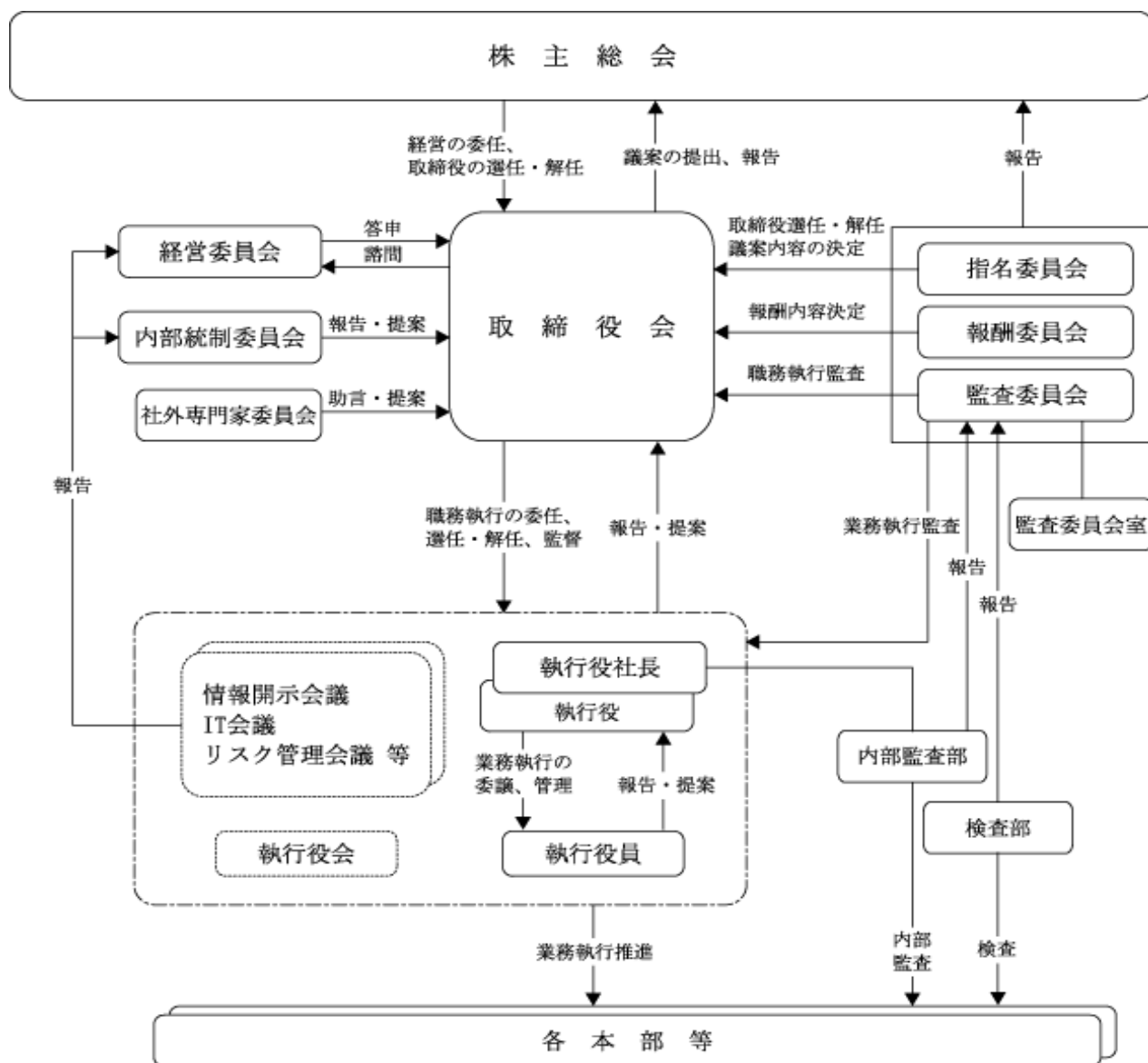
② 内部統制委員会

取締役(兼)執行役2名、取締役1名、執行役1名で構成されております。内部統制委員会では、全社的な内部統制に関する個別重要事項の審議及び内部統制の改善指示等を行っております。内部統制委員会は、原則として毎月1回以上開催します。

③ 社外専門家委員会

当社から独立した人格・識見ともに優れた社外者の中から取締役会で選任された6名の委員を以て構成されております。社外専門家委員会では、取締役会が求める当社の経営に関する重要事項について、当社経営から独立し、中立公平な観点から審議を行い、取締役会に対して助言及び提言しております。社外専門家委員会は、原則として3ヶ月に1回以上開催します。

二 会社の機関・内部統制の関係



三 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の企業活動を通じて全てのステークホルダー（株主、顧客、各種取引先等）に適切に報いるためには、内部統制システムが効果的に機能する経営組織体の構築と運営が最も重要であると認識しております。

当社は、以下のとおり内部統制システムに関する事項を定めております。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。なお、当社は、監査委員会の職務を補助する取締役を特別に配置しない。

- ② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
- 執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会に対する報告に関する体制
- 執行役、執行役員及び使用人は社内規程の定めるところにより下記の事項を監査委員会に報告しなければならない。
- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 不正行為もしくは定款・法令等に違反するおそれのある事項
 - ハ. その他監査委員会が報告を求めた事項
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会への出席のほか、原則毎週1回開催される経営委員会に出席する。
 - ロ. 監査委員会の指名を受けた委員は、内部統制委員会に委員として出席する。
 - ハ. 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。
 - ニ. 監査委員会の指名を受けた委員は、役職員の職務執行状況、関係会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - ホ. 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど連携を図る。
- ⑤ 当社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 関係会社各社における業務の適正性を確保するために「関係会社管理規程」を定める。
 - ロ. 関係会社社長会を適宜開催し、関係会社間の情報共有に努める。
 - ハ. ・監査委員会は、「監査委員会規程」に基づき、関係会社の業務に関する調査、又は監査を行う。
 - ・内部統制委員会は、「内部統制委員会規程」に基づき、関係会社の業務に関する調査を行う。
 - ニ. 当社の取締役、執行役及び執行役員は、当社及び関係会社各社において、目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員会に報告する。
 - ホ. 当社及び関係会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を持続する。
 - ヘ. 当社及び関係会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。
- ⑥ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 法令諸規則に準拠した「文書規程」を定め、重要文書の適正な保存・管理を行う。
 - ロ. 取締役は、重要文書を常時閲覧可能とする。
 - ハ. 情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程を整備するとともに、その徹底を図る。

- ⑦ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。
- ロ. リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。
- ハ. 災害発生時のリスクに対応するため、「BCP（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。
- ⑧ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入する。
- ロ. 取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。
- ハ. 取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、これらの実施に努める。
- ニ. 経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。
- ⑨ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 執行役及び執行役員は、「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」の周知を図り、その遵守を徹底する。
- ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。
- ハ. 法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル、及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行い周知徹底を図る。
- ニ. 内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。
- ホ. 業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設け運用する。

四 役員報酬の内容

当事業年度の役員報酬の内容は以下のとおりであります。

区 分	取締役の年間報酬 (百万円)		執行役の年間報酬 (百万円)		合 計 (百万円)	
社 内	4 名	122	13名	296	17名	419
社 外	3 名	55	—	—	3 名	55
合 計	7 名	178	13名	296	20名	475

- (注)1. 上記のほか、平成16年3月4日開催の報酬委員会の決議（退職慰労金制度の廃止）により、退任取締役1名及び退任執行役2名に対し20百万円の退職慰労金を支払っております。
2. 執行役の年間報酬の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（19百万円）を含んでおります。
3. 上記の取締役及び執行役の支給人員には、平成20年6月21日開催の第66期定時株主総会の終結をもって退任した取締役1名及び平成21年1月31日付で執行役員制度の導入に伴い退任した執行役7名を含んでおります。

五 内部監査、監査委員会監査及び会計監査の相互連携

監査委員会は、内部監査部門（内部監査部及び検査部）より、内部監査・検査方針及び計画の提出を受けております。また、内部監査・検査の結果につきましては、原則月1回開催する監査委員会において、内部監査報告書・検査報告書の提出、及び詳細な内容説明を受ける他、必要に応じて内部監査部門と適宜会合を設け、情報の共有化を図るなど、監査機能の有効性・効率性の確保に努めております。

監査委員会は、会計監査人より年間会計監査計画の提出を受け、会計監査のスケジュールを把握するとともに、定期的に行われる会計監査の往査状況の報告、及び監査委員会独自の監査活動を取りまとめ、取締役会に報告しております。また期末においては、会計監査人より監査報告書の説明報告を受け、審議するとともに、監査報告書を作成しております。

六 会社と会社の社外取締役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役3名は、当社関係会社の出身者ではなく、第4 提出会社の状況 5 役員の状況(1)取締役の状況に記載しております所有株式数を除き、資本関係はありません。なお当社は、社外取締役1名が所属の法律事務所との顧問契約を締結しております。

七 会計監査の状況

① 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	小 西 幹 男	新日本有限責任 監査法人	—
指定有限責任社員 業務執行社員	平 井 啓 仁		—

(注) 継続年数については、7年を超えた場合のみ記載しております。

② 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他の補助者 5名

八 その他

① 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

② 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

③ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等について、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定できる旨を定款で定めております。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を選任する株主総会決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものである旨を定款に定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	45	2
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	45	2

② 【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社である一吉国際（香港）有限公司は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngに対して、監査証明業務に基づく報酬として3百万円支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別保管に対する検証業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(平成19年9月18日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(平成19年9月18日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本監査法人の監査を受け、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成21年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	11,841	15,500
預託金	5,523	3,304
トレーディング商品	1,200	406
商品有価証券等	1,200	406
約定見返勘定	72	13
信用取引資産	17,320	6,112
信用取引貸付金	16,978	5,529
信用取引借証券担保金	341	582
立替金	89	60
募集等払込金	1,071	923
短期貸付金	8	12
未収還付法人税等	414	377
未収収益	1,008	524
繰延税金資産	508	4
その他の流動資産	162	240
貸倒引当金	△47	△31
流動資産計	39,175	27,448
固定資産		
有形固定資産	4,925	4,620
建物	※1 1,888	※1 1,977
器具備品	※1 1,184	※1 943
土地	※4 1,699	※4 1,699
建設仮勘定	151	—
無形固定資産	939	756
ソフトウェア	935	752
電話加入権	4	3
投資その他の資産	5,038	3,770
投資有価証券	※2 3,352	※2 1,962
長期貸付金	37	43
長期差入保証金	1,525	1,738
繰延税金資産	107	9
その他	40	42
貸倒引当金	△25	△25
固定資産計	10,903	9,147
資産合計	50,078	36,596

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成21年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	9	1
商品有価証券等	8	—
デリバティブ取引	1	1
信用取引負債	6,483	2,764
信用取引借入金	※2 5,559	※2 2,049
信用取引貸証券受入金	924	715
有価証券担保借入金	332	16
有価証券貸借取引受入金	332	16
預り金	3,750	2,730
受入保証金	1,144	781
短期借入金	※2 280	※2 210
未払法人税等	18	20
賞与引当金	702	399
ポイント引当金	450	397
その他の流動負債	673	602
流動負債計	13,845	7,924
固定負債		
繰延税金負債	—	11
再評価に係る繰延税金負債	※4 40	※4 40
退職給付引当金	250	220
役員退職慰労引当金	29	46
その他の固定負債	37	28
固定負債計	358	346
特別法上の準備金		
証券取引責任準備金	※3 304	—
金融商品取引責任準備金	—	※3 168
特別法上の準備金計	304	168
負債合計	14,508	8,439
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	9,573	8,255
利益剰余金	13,791	7,521
自己株式	△268	△271
株主資本合計	37,673	30,082
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△136	16
土地再評価差額金	※4 △2,016	※4 △2,016
評価・換算差額等合計	△2,152	△2,000
新株予約権	17	39
少数株主持分	32	33
純資産合計	35,570	28,156
負債・純資産合計	50,078	36,596

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
受入手数料	19,156	12,557
委託手数料	7,441	4,591
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	133	38
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	3,907	2,086
その他の受入手数料	7,673	5,841
トレーディング損益	1,099	759
金融収益	672	332
その他の営業収益	560	606
営業収益計	21,489	14,256
金融費用	149	95
純営業収益	21,339	14,161
販売費・一般管理費		
取引関係費	※1 2,560	※1 2,139
人件費	※2 9,980	※2 8,898
不動産関係費	2,124	1,925
事務費	2,835	2,628
減価償却費	810	844
租税公課	224	156
貸倒引当金繰入れ	0	0
その他	924	750
販売費・一般管理費計	19,460	17,345
営業利益又は営業損失(△)	1,879	△3,183
営業外収益		
投資有価証券配当金	—	77
受取保険金及び配当金	—	24
その他	※3 145	35
営業外収益計	145	137
営業外費用		
投資事業組合運用損	—	191
その他	※4 152	23
営業外費用計	152	215
経常利益又は経常損失(△)	1,872	△3,261
特別利益		
固定資産売却益	※5 2	—
投資有価証券売却益	339	189
会員権売却益	0	—
貸倒引当金戻入額	5	5
金融商品取引責任準備金戻入	—	136
特別利益計	348	331

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
特別損失		
固定資産除却損	※ 6 34	※ 6 11
固定資産廃棄損	—	※ 8 11
投資有価証券評価損	28	1,094
投資有価証券償還損	—	37
投資有価証券清算損	0	—
ゴルフ会員権評価損	—	31
店舗移転費用	※ 7 14	—
その他	—	26
特別損失計	78	1,212
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	2,143	△4,142
法人税、住民税及び事業税	844	57
法人税等調整額	224	602
法人税等合計	1,069	659
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	△13	1
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,087	△4,804

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	14,576	14,577
当期変動額		
新株の発行	1	—
当期変動額合計	1	—
当期末残高	14,577	14,577
資本剰余金		
前期末残高	11,325	9,573
当期変動額		
新株の発行	1	—
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	△1,754	△1,317
当期変動額合計	△1,752	△1,317
当期末残高	9,573	8,255
利益剰余金		
前期末残高	14,873	13,791
当期変動額		
剰余金の配当	△2,185	△1,465
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,087	△4,804
土地再評価差額金の取崩	16	—
当期変動額合計	△1,081	△6,270
当期末残高	13,791	7,521
自己株式		
前期末残高	△267	△268
当期変動額		
自己株式の取得	△1,755	△1,321
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	1,754	1,317
当期変動額合計	△1	△3
当期末残高	△268	△271
株主資本合計		
前期末残高	40,507	37,673
当期変動額		
新株の発行	3	—
剰余金の配当	△2,185	△1,465
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,087	△4,804
自己株式の取得	△1,755	△1,321
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	16	—
当期変動額合計	△2,834	△7,590
当期末残高	37,673	30,082

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	766	△136
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△902	152
当期変動額合計	△902	152
当期末残高	△136	16
土地再評価差額金		
前期末残高	△2,000	△2,016
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△16	—
当期変動額合計	△16	—
当期末残高	△2,016	△2,016
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1,233	△2,152
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△16	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△902	152
当期変動額合計	△918	152
当期末残高	△2,152	△2,000
新株予約権		
前期末残高	—	17
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	22
当期変動額合計	17	22
当期末残高	17	39
少数株主持分		
前期末残高	44	32
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12	1
当期変動額合計	△12	1
当期末残高	32	33
純資産合計		
前期末残高	39,318	35,570
当期変動額		
新株の発行	3	—
剰余金の配当	△2,185	△1,465
当期純利益又は当期純損失（△）	1,087	△4,804
自己株式の取得	△1,755	△1,321
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△897	176
当期変動額合計	△3,748	△7,414
当期末残高	35,570	28,156

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	2,143	△4,142
減価償却費	810	844
トレーディング商品評価損益(△は益)	5	△6
賞与引当金の増減額(△は減少)	△280	△303
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△101	△30
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△5	△15
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△30	△53
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	29	16
受取利息及び受取配当金	△138	△136
支払利息	11	5
会員権売却損益(△は益)	△0	—
投資有価証券清算損	0	—
投資有価証券売却損益(△は益)	△339	△189
投資有価証券償還損益(△は益)	—	37
投資有価証券評価損益(△は益)	28	1,094
固定資産売却損益(△は益)	△2	—
固定資産除却損	34	11
ゴルフ会員権評価損	—	31
証券取引責任準備金の増減額(△は減少)	—	△304
金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少)	—	168
顧客分別金信託の増減額(△は増加)	△620	2,210
預り金及び受入保証金の増減額(△は減少)	△1,197	△1,382
短期貸付金の増減額(△は増加)	18	△4
トレーディング商品の増減額	△635	793
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	8,169	7,489
募集等払込金の増減額(△は増加)	855	148
短期差入保証金の増減額(△は増加)	28	—
その他	413	90
小計	9,197	6,372
利息及び配当金の受取額	138	135
利息の支払額	△11	△4
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△1,539	△24
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,785	6,478
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△4,150
定期預金の払戻による収入	—	4,150
有形固定資産の取得による支出	△885	△261
有形固定資産の売却による収入	34	—
無形固定資産の取得による支出	△546	△89
投資有価証券の取得による支出	△710	△40
投資有価証券の売却による収入	494	345
投資有価証券の償還による収入	—	78
長期貸付けによる支出	△0	△16
長期貸付金の回収による収入	15	11
その他	59	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,538	51

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△300	△70
株式の発行による収入	3	—
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	△1,755	△1,321
配当金の支払額	△2,183	△1,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,236	△2,859
現金及び現金同等物に係る換算差額	△12	△10
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,997	3,659
現金及び現金同等物の期首残高	9,636	11,634
現金及び現金同等物の期末残高	※1 11,634	※1 15,294

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項 子会社5社は全て連結しております。 連結子会社の名称は、第1 企業の概況 3 事業の内容に記載しているため省略しております。 2 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、いずれも3月31日であり、すべて連結決算日に一致しております。 4 会計処理基準に関する事項 (1) トレーディングの目的及び範囲 当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。 当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。 (2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。 (3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。 その他有価証券 ① 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。	1 連結の範囲に関する事項 子会社5社は全て連結しております。 連結子会社の名称は、第1 企業の概況 3 事業の内容に記載しているため省略しております。 (追加情報) 連結子会社のうち、株式会社いちよしIR研究所と一吉国際(香港)有限公司を解散することを決議しております。 2 持分法の適用に関する事項 (同左) 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 (同左) 4 会計処理基準に関する事項 (1) トレーディングの目的及び範囲 (同左) (2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左) (3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左) その他有価証券 ① 時価のあるもの (同左)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1 日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1 日 至 平成21年 3月31日)
② 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 (4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く） a) 平成10年 3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年 4月 1 日から平成19年 3月31日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年 4月 1 日以降に取得したもの 定額法 建物以外 a) 平成19年 3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年 4月 1 日以降に取得したもの 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 : 3年～47年 器具備品 : 3年～20年 在外連結子会社は、当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号））に伴い、当連結会計年度から、平成19年 4月 1 日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴い、前連結会計年度と同一の方法による場合と比べ、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ35百万円減少しております。 (追加情報) 当連結会計年度から、平成19年 3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 ② 無形固定資産 定額法を採用しております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (5) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支払時に全額費用計上しております。	② 時価のないもの (同左) (4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く） a) 平成10年 3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年 4月 1 日から平成19年 3月31日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年 4月 1 日以降に取得したもの 定額法 建物以外 a) 平成19年 3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年 4月 1 日以降に取得したもの 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 : 3年～47年 器具備品 : 3年～20年 在外連結子会社は、当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。 ② 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左) (5) 重要な繰延資産の処理方法 (同左)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(6) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。 a) 一般債権 貸倒実績率法によっております。 b) 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。 ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。 ③ 退職給付引当金 従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額を翌連結会計年度より費用処理しております。 ④ ポイント引当金 当社の「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 ⑤ 役員退職慰労引当金 連結子会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。 (会計方針の変更) 連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更により、販売費・一般管理費に29百万円を計上し、前連結会計年度と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ29百万円減少しております。 (7) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(6) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 (同左) ② 賞与引当金 (同左) ③ 退職給付引当金 (同左) ④ ポイント引当金 (同左) ⑤ 役員退職慰労引当金 連結子会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。 (7) 重要なリース取引の処理方法 _____

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(8) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。 なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 金利スワップ取引 ・ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があります、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの。 ③ ヘッジ方針 社内管理規程に伴い、金利変動リスクをヘッジしております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。 特例処理の要件を満たしている金利スワップにおいては、有効性の判定は省略しております。 (9) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。 6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なものについては発生年度に一括して償却しております。 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	(8) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 (同左) ② ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ③ ヘッジ方針 (同左) ④ ヘッジの有効性評価の方法 (同左) (9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 ② リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 (同左) 6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 (同左) 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 (同左)

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(金融商品取引責任準備金) 当連結会計年度から、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を、金融商品取引責任準備金として計上する方法に変更しております。 これに伴い、従来と同一の方法によった場合と比べ、税金等調整前当期純損失が118百万円減少しております。 (リース取引に関する会計基準の適用) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当連結会計年度から適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(連結損益計算書関係) 1 平成20年12月12日付けで、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」及び関係政府令が施行されたことに伴い、「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(日本証券業協会自主規制規則)の一部改正が行われ、当連結会計年度から「引受け・売出手数料」を「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」、「募集・売出しの取扱手数料」を「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」に変更しております。 2 従来、営業外収益の「その他」として表示しておりましたが、E D I N E TへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比較可能性を向上するため、当連結会計年度から「投資有価証券配当金」、「受取保険金及び配当金」、「その他」として表示しております。前連結会計年度の「投資有価証券配当金」、「受取保険金及び配当金」、「その他」はそれぞれ、93百万円、13百万円、39百万円であります。 3 従来、営業外費用の「その他」として表示しておりましたが、E D I N E TへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比較可能性を向上するため、当連結会計年度から「投資事業組合運用損」、「その他」として表示しております。前連結会計年度の「投資事業組合運用損」、「その他」はそれぞれ、121百万円、30百万円であります。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)					当連結会計年度 (平成21年3月31日)				
※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 4,050百万円					※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 4,392百万円				
※2 担保資産					※2 担保資産				
被担保債務		担保に供している資産			被担保債務		担保に供している資産		
科目	期末残高 (百万円)	トレー ディング 商品 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	トレー ディング 商品 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	280	—	733	733	短期借入金	210	—	368	368
金融機関 借入金	260	—	718	718	金融機関 借入金	210	—	353	353
証券金融 会社 借入金	20	—	15	15	証券金融 会社 借入金	—	—	15	15
信用取引 借入金	5,559	—	64	64	信用取引 借入金	2,049	—	4	4
計	5,839	—	798	798	計	2,259	—	372	372
(注) 上記のほか、投資有価証券を先物取引証拠金等の代用として7百万円、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して37百万円、信用取引借入金に対して2,485百万円、先物取引証拠金等の代用として231百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として12百万円、清算預託金の代用として60百万円、現物清算基金として838百万円差し入れております。					(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金に対して1,026百万円、先物取引証拠金等の代用として48百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として54百万円、清算預託金の代用として8百万円、清算基金として623百万円差し入れております。				
※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。 証券取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5					※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5				
※4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △260百万円					※4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △176百万円				

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
5 有価証券等を差し入れた場合等の時価額 ①信用取引貸証券 869百万円 ②信用取引借入金本担保証券 5,457 ③貸付有価証券 397 ④長期差入保証金代用有価証券 75 6 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額 ①信用取引貸付金本担保証券 13,491百万円 ②信用取引借証券 327 ③借入有価証券 270 ④受入証拠金代用有価証券 10 ⑤受入保証金代用有価証券 23,742	5 有価証券等を差し入れた場合等の時価額 ①信用取引貸証券 795百万円 ②信用取引借入金本担保証券 1,920 ③貸付有価証券 63 6 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額 ①信用取引貸付金本担保証券 4,813百万円 ②信用取引借証券 535 ③借入有価証券 49 ④受入証拠金代用有価証券 1 ⑤受入保証金代用有価証券 10,426

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 取引関係費には、ポイント引当金繰入321百万円が含まれております。 ※2 人件費には、賞与引当金繰入702百万円、退職給付費用239百万円及び役員退職慰労引当金繰入29百万円が含まれております。 ※3 営業外収益のその他の内訳 投資有価証券配当金 93 百万円 投資事業組合運用利益 7 団体定期保険配当金 2 その他 42 計 145 ※4 営業外費用のその他の内訳 投資事業組合運用損失 121 百万円 貸借取引権利処理等手数料 3 その他 27 計 152 ※5 固定資産売却益は、建物及び土地の売却益であります。 ※6 固定資産除却損は、店舗移転及び改装に伴う建物及び器具備品の除却等であります。 ※7 店舗移転費用は、石橋支店、枚方支店の移転費用等であります。 ※8	※1 取引関係費には、ポイント引当金繰入250百万円が含まれております。 ※2 人件費には、賞与引当金繰入399百万円、退職給付費用353百万円及び役員退職慰労引当金繰入16百万円が含まれております。 ※3 ※4 ※5 ※6 固定資産除却損は、大阪支店の店舗改装に伴う、建物及び器具備品の除却等であります。 ※7 ※8 固定資産廃棄損は、大阪支店の店舗改装に伴う、撤去費用等であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	48,083,086	5,000	1,699,200	46,388,886

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

従業員のストックオプションの権利行使による増加 5,000株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少 1,699,200株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	576,510	1,700,073	1,699,232	577,351

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得による増加 1,699,200株

単元未満株式の買取りによる増加 873株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少 1,699,200株

単元未満株式の売渡しによる減少 32株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)		
			前連結会計年度末	増 加	減 少
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—
合計		—	—	—	—

	当連結会計年度末残高 (百万円)
当連結会計年度末	—
—	17
—	17

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月22日 取締役会	普通株式	1,425	(注) 30.00	平成19年3月31日	平成19年6月4日
平成19年10月26日 取締役会	普通株式	760	16.00	平成19年9月30日	平成19年11月22日

(注) 1株当たり配当額は、普通配当20.00円、東証・大証市場第一部指定記念配当10.00円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	732	16.00	平成20年3月31日	平成20年6月2日

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	46,388,886	—	1,957,500	44,431,386

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少 1,957,500株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	577,351	1,961,347	1,958,058	580,640

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得による増加 1,957,500株

単元未満株式の買取りによる増加 3,847株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少 1,957,500株

単元未満株式の売渡しによる減少 558株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)		
			前連結会計年度末	増 加	減 少
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—
合計		—	—	—	—

	当連結会計年度末残高 (百万円)
—	39
—	39

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月20日 取締役会	普通株式	732	16.00	平成20年3月31日	平成20年6月2日
平成20年10月28日 取締役会	普通株式	732	16.00	平成20年9月30日	平成20年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	438	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月1日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 11,841百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金等 △314 MMF 107 現金及び現金同等物 残高 11,634	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 15,500百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金等 △314 MMF 108 現金及び現金同等物 残高 15,294

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引は次のとおり であります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び年度末残高相当額((注)参照) 器具・備品 取得価額相当額 48百万円 減価償却累計額相当額 19 年度末残高相当額 29 (2) 未経過リース料年度末残高相当額((注)参照) 1年内 9百万円 1年超 19 計 29 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 12百万円 減価償却費相当額 12 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とし た定額法によっております。 (注) 取得価額相当額及び未経過リース料年度末残高 相当額の算定は、有形固定資産の年度末残高等 に占める未経過リース料年度末残高の割合が低 いため、支払利子込み法によっております。	1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リー ス取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引に ついては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処 理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び年度末残高相当額((注)参照) 器具・備品 取得価額相当額 22百万円 減価償却累計額相当額 13 年度末残高相当額 8 (2) 未経過リース料年度末残高相当額((注)参照) 1年内 4百万円 1年超 4 計 8 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 8百万円 減価償却費相当額 8 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とし た定額法によっております。 (注) 取得価額相当額及び未経過リース料年度末残高 相当額の算定は、有形固定資産の年度末残高等 に占める未経過リース料年度末残高の割合が低 いため、支払利子込み法によっております。
2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであり ます。 未経過リース料 1年内 27百万円 1年超 14 計 41	2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料 1年内 19百万円 1年超 29 計 49

(有価証券及びデリバティブ取引の状況)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 トレーディングに係るもの

(1) トレーディングの状況に関する事項

① トレーディングの目的及び範囲

当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

当社グループの保有するトレーディングポジションは、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するため、主として顧客との取引から発生しております。また、裁定取引やポジションのヘッジ取引等も行っております。

② トレーディングに係るリスクの内容

トレーディング業務に伴って当社グループの財務状況に影響を与えるリスクとしては、市場リスクと信用リスクがあります。市場リスクは、トレーディングの結果発生したポジションの価値が、株券・金利・為替等の相場変動によって増減することから発生するリスクであります。また、信用リスクは、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生するリスクであります。

③ トレーディングに係るリスク管理体制

当社グループのリスク管理の基本は、財務状況及び外部環境等に合わせてリスクを適切にコントロールすることにあります。そのため当社グループにおいては、提出会社の内部統制委員会が当社のリスク管理に関する全般的方針・具体的方針の策定等を行うため、リスク管理委員会に諮問してこれを策定しております。また、リスク管理委員会においては、財務状況等の変化に応じて適宜、リスク管理に関する具体的方針を見直しております。

トレーディング部門では、そのリスク管理方針等に沿った社内規程に基づき、取引を行う各部門毎及び各商品毎にポジション運用枠、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理委員会において運用枠等の見直しを図りつつトレーディング業務を行っております。

さらに、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において、市場リスク、信用リスクに対する日常的なモニタリングを行い、当社の経営陣及び関連部署に日々報告しております。

(2) 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)			
	資産(百万円)		負債(百万円)	
	連結貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	連結貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
① 株券	8	0	8	△0
② 債券	1,084	△4	—	—
③ 受益証券	107	—	—	—
合計	1,200	△3	8	△0

(3) デリバティブ取引の契約額等及び時価

種類	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)							
	資産(百万円)				負債(百万円)			
	契約額等	契約額等 のうち 1年超	時価	評価損益	契約額等	契約額等 のうち 1年超	時価	評価損益
為替予約取引	63	—	63	△0	119	—	120	△0
合計	63	—	63	△0	119	—	120	△0

(注) 時価の算定方法
為替予約取引……先物為替相場によっております。

2 トレーディングに係るもの以外

その他有価証券の時価等

(1) 時価のあるもの

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)		
	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの			
① 株券	134	453	318
② 受益証券	—	—	—
小計	134	453	318
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの			
① 株券	1,502	1,053	△448
② 受益証券	120	102	△17
小計	1,622	1,156	△465
合計	1,757	1,610	△147

(2) 時価のないもの

その他有価証券

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額(百万円)	
① 非上場株式(注)	463	
② 投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	1,279	
合計	1,742	

(注) 当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損28百万円を計上しております。

(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
394	339	—

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 トレーディングに係るもの

(1) トレーディングの状況に関する事項

① トレーディングの目的及び範囲

当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

当社グループの保有するトレーディングポジションは、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するため、主として顧客との取引から発生しております。また、裁定取引やポジションのヘッジ取引等も行っております。

② トレーディングに係るリスクの内容

トレーディング業務に伴って当社グループの財務状況に影響を与えるリスクとしては、市場リスクと信用リスクがあります。市場リスクは、トレーディングの結果発生したポジションの価値が、株券・金利・為替等の相場変動によって増減することから発生するリスクであります。また、信用リスクは、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生するリスクであります。

③ トレーディングに係るリスク管理体制

当社グループのリスク管理の基本は、財務状況及び外部環境等に合わせてリスクを適切にコントロールすることにあります。そのため当社グループにおいては、提出会社の内部統制委員会が当社のリスク管理に関する全般的方針・具体的方針の策定等を行うため、リスク管理会議に諮問してこれを策定しております。また、リスク管理会議においては、財務状況等の変化に応じて適宜、リスク管理に関する具体的方針を見直しております。

トレーディング部門では、そのリスク管理方針等に沿った社内規程に基づき、取引を行う各部門毎及び各商品毎にポジション運用枠、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理会議において運用枠等の見直しを図りつつトレーディング業務を行っております。

さらに、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において、市場リスク、信用リスクに対する日常的なモニタリングを行い、当社の経営陣及び関連部署に日々報告しております。

(2) 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

種類	当連結会計年度 (平成21年3月31日現在)			
	資産(百万円)		負債(百万円)	
	連結貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	連結貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
① 株券	49	△1	—	—
② 債券	248	3	—	—
③ 受益証券	108	—	—	—
合計	406	2	—	—

(3) デリバティブ取引の契約額等及び時価

種類	当連結会計年度 (平成21年3月31日現在)							
	資産(百万円)				負債(百万円)			
	契約額等	契約額等 のうち 1年超	時価	評価損益	契約額等	契約額等 のうち 1年超	時価	評価損益
為替予約取引	9	—	9	0	171	—	173	△1
合計	9	—	9	0	171	—	173	△1

(注) 時価の算定方法
為替予約取引……先物為替相場によっております。

2 トレーディングに係るもの以外

その他有価証券の時価等

(1) 時価のあるもの

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日現在)		
	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 株式	5	42	36
小計	5	42	36
連結貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 株式(注)	430	428	△2
小計	430	428	△2
合計	435	470	34

(注) 当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損1,080百万円を計上しております。

(2) 時価のないもの

その他有価証券

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額(百万円)	
① 非上場株式(注)	417	
② 投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	1,074	
合計	1,492	

(注) 1 当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損14百万円を計上しております。

2 当連結会計年度において減損処理を行い、ゴルフ会員権評価損31百万円を計上しております。

(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
310	189	—

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																														
1 採用している退職給付制度の概要 提出会社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付債務</td><td>4,313百万円</td></tr> <tr> <td>(内訳)</td><td></td></tr> <tr> <td>②未認識数理計算上の差異</td><td>207</td></tr> <tr> <td>③未認識過去勤務債務</td><td>10</td></tr> <tr> <td>④年金資産</td><td>3,844</td></tr> <tr> <td>⑤退職給付引当金</td><td>250</td></tr> </table> (注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 3 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>①勤務費用</td><td>258百万円</td></tr> <tr> <td>②利息費用</td><td>80</td></tr> <tr> <td>③期待運用収益</td><td>△82</td></tr> <tr> <td>④数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△26</td></tr> <tr> <td>⑤過去勤務債務の費用処理額</td><td>10</td></tr> <tr> <td>⑥退職給付費用</td><td>239</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ① 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ② 割引率 2.00% ③ 期待運用収益率 2.00% ④ 過去勤務債務の額の処理年数 5年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理する方法) ⑤ 数理計算上の差異の処理年数 8年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理する方法。 ただし、翌連結会計年度から費用処理しております。)	①退職給付債務	4,313百万円	(内訳)		②未認識数理計算上の差異	207	③未認識過去勤務債務	10	④年金資産	3,844	⑤退職給付引当金	250	①勤務費用	258百万円	②利息費用	80	③期待運用収益	△82	④数理計算上の差異の費用処理額	△26	⑤過去勤務債務の費用処理額	10	⑥退職給付費用	239	1 採用している退職給付制度の概要 (同左) 2 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付債務</td><td>4,254百万円</td></tr> <tr> <td>(内訳)</td><td></td></tr> <tr> <td>②未認識数理計算上の差異</td><td>648</td></tr> <tr> <td>③年金資産</td><td>3,385</td></tr> <tr> <td>④退職給付引当金</td><td>220</td></tr> </table> (注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 3 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>①勤務費用</td><td>284百万円</td></tr> <tr> <td>②利息費用</td><td>85</td></tr> <tr> <td>③期待運用収益</td><td>△76</td></tr> <tr> <td>④数理計算上の差異の費用処理額</td><td>50</td></tr> <tr> <td>⑤過去勤務債務の費用処理額</td><td>10</td></tr> <tr> <td>⑥退職給付費用</td><td>353</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 (同左)	①退職給付債務	4,254百万円	(内訳)		②未認識数理計算上の差異	648	③年金資産	3,385	④退職給付引当金	220	①勤務費用	284百万円	②利息費用	85	③期待運用収益	△76	④数理計算上の差異の費用処理額	50	⑤過去勤務債務の費用処理額	10	⑥退職給付費用	353
①退職給付債務	4,313百万円																																														
(内訳)																																															
②未認識数理計算上の差異	207																																														
③未認識過去勤務債務	10																																														
④年金資産	3,844																																														
⑤退職給付引当金	250																																														
①勤務費用	258百万円																																														
②利息費用	80																																														
③期待運用収益	△82																																														
④数理計算上の差異の費用処理額	△26																																														
⑤過去勤務債務の費用処理額	10																																														
⑥退職給付費用	239																																														
①退職給付債務	4,254百万円																																														
(内訳)																																															
②未認識数理計算上の差異	648																																														
③年金資産	3,385																																														
④退職給付引当金	220																																														
①勤務費用	284百万円																																														
②利息費用	85																																														
③期待運用収益	△76																																														
④数理計算上の差異の費用処理額	50																																														
⑤過去勤務債務の費用処理額	10																																														
⑥退職給付費用	353																																														

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費の株式報酬費用 17百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人162、子会社取締役2、子会社使用人2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 495,000
付与日	平成15年2月20日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社子会社及び当社関連会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成14年6月23日～平成16年6月22日
権利行使期間	平成16年6月23日～平成19年6月22日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 65,000
付与日	平成17年2月3日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年6月27日～平成18年6月26日
権利行使期間	平成18年6月27日～平成21年6月26日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社執行役1、当社従業員8
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 76,000
付与日	平成17年8月19日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年6月26日～平成19年6月25日
権利行使期間	平成19年6月26日～平成22年6月25日

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 80,000
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成19年7月9日～平成21年6月23日
権利行使期間	平成21年6月24日～平成26年6月23日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月22日	平成16年6月26日	平成17年6月25日	平成19年6月23日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	—	—	73,000	—
付与(株)	—	—	—	80,000
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	73,000	—
未確定残(株)	—	—	—	80,000
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	3,000	27,000	—	—
権利確定(株)	—	—	73,000	—
権利行使(株)	3,000	1,000	1,000	—
失効(株)	—	4,000	—	—
未行使残(株)	—	22,000	72,000	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月22日	平成16年6月26日	平成17年6月25日	平成19年6月23日
権利行使価格(円)	285	1,033	1,129	1,910
行使時平均株価(円)	1,781	2,045	1,693	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	571

3. 当連結会計年度に付与されたStock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 48.5%

平成15年1月22日～平成19年7月9日の株価実績に基づき算定しております。

② 予想残存期間 4年6ヶ月

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

③ 予想配当 35円/株

平成19年3月期の年間普通配当実績によります。

④ 無リスク利子率 1.5%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費・一般管理費の株式報酬費用 22百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1、当社従業員6
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 65,000
付与日	平成17年2月3日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年6月27日～平成18年6月26日
権利行使期間	平成18年6月27日～平成21年6月26日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1、当社執行役1、当社従業員8
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 76,000
付与日	平成17年8月19日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年6月26日～平成19年6月25日
権利行使期間	平成19年6月26日～平成22年6月25日

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役4
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 80,000
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成19年7月9日～平成21年6月23日
権利行使期間	平成21年6月24日～平成26年6月23日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日	平成17年6月25日	平成19年6月23日
権利確定前			
前連結会計年度末（株）	—	—	80,000
付与（株）	—	—	—
失効（株）	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—
未確定残（株）	—	—	80,000
権利確定後			
前連結会計年度末（株）	22,000	72,000	—
権利確定（株）	—	—	—
権利行使（株）	—	—	—
失効（株）	—	—	—
未行使残（株）	22,000	72,000	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日	平成17年6月25日	平成19年6月23日
権利行使価格（円）	1,033	1,129	1,910
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	571

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年 3 月31日)		当連結会計年度 (平成21年 3 月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
(1) 流動資産		(1) 流動資産	
賞与引当金損金不算入額	285百万円	賞与引当金損金不算入額	162百万円
賞与引当金に対する社会保険料相当額	34	賞与引当金に対する社会保険料相当額	19
事業税付加価値割及び資本割	15	事業税付加価値割及び資本割	5
事業税所得割	0	事業税所得割	1
役員退職金未払額損金算入否認	22	役員退職金未払額損金算入否認	14
ポイント引当金	183	ポイント引当金	161
損金不算入額	18	損金不算入額	11
貸倒引当金損金算入否認	7	貸倒引当金損金算入否認	7
その他		その他	
小計	568	小計	383
評価性引当額	△27	評価性引当額	△352
繰延税金負債（流動）と相殺	△32	繰延税金負債（流動）と相殺	△27
繰延税金資産（流動）計	508	繰延税金資産（流動）計	4
(2) 固定資産		(2) 固定資産	
繰越欠損金	126百万円	繰越欠損金	1,883百万円
投資有価証券評価損否認	105	投資有価証券評価損否認	201
退職給付引当金損金不算入額	81	投資事業有限責任組合損失否認	60
減価償却費限度超過額	60	失否認	
証券取引責任準備金損金不算入額	123	退職給付引当金損金不算入額	79
ゴルフ会員権評価損否認	91	減価償却費限度超過額	55
貸倒引当金損金算入否認	10	金融商品取引責任準備金損金不算入額	68
電話加入権評価損否認	25	ゴルフ会員権評価損否認	103
固定資産減損損失否認	69	貸倒引当金損金算入否認	10
その他有価証券評価差額金	55	電話加入権評価損否認	25
役員退職慰労引当金	12	固定資産減損損失否認	63
損金不算入額	78	役員退職慰労引当金	28
その他		損金不算入額	46
小計	840	小計	2,629
評価性引当額	△733	評価性引当額	△2,619
繰延税金資産（固定）計	107	繰延税金資産（固定）計	9
繰延税金資産合計	615	繰延税金資産合計	13
繰延税金負債		繰延税金負債	
(1) 流動負債		(1) 流動負債	
還付事業税所得割	32百万円	還付事業税所得割	△27百万円
繰延税金資産（流動）と相殺	△32	繰延税金資産（流動）と相殺	27
繰延税金負債（流動）計	—	繰延税金負債（流動）計	—
繰延税金資産の純額	615		

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	(2) 固定負債 その他有価証券評価差額金 <u>△11百万円</u> 繰延税金負債（固定）計 <u>△11</u> 繰延税金負債合計 <u>△11</u> 繰延税金資産の純額 2
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% （調整） 交際費等永久に損金に されない項目 6.05 住民税均等割額 1.45 受取配当金等永久に益金に 算入されない項目 △0.82 その他 <u>2.51</u> 税効果会計適用後の 法人税等の負担額 <u>49.88</u>	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「投資・金融サービス業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業損失及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「投資・金融サービス業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【海外売上高(営業収益)】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外営業収益が連結営業収益の10%未満であるので、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外営業収益が連結営業収益の10%未満であるので、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

3 子会社等

該当事項はありません。

4 兄弟会社等

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、重要な子会社の役員及びその近親者等が開示対象に追加されております。

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	775.38円	1株当たり純資産額	640.42円
1株当たり当期純利益	22.90円	1株当たり当期純損失(△)	△106.03円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	22.89円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	—円

なお、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	35,570	28,156
普通株式に係る純資産額(百万円)	35,521	28,082
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	17	39
少数株主持分	32	33
普通株式の発行済株式数(千株)	46,388	44,431
普通株式の自己株式数(千株)	577	580
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	45,811	43,850

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益 又は当期純損失（△）（百万円）	1,087	△4,804
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失（△）（百万円）	1,087	△4,804
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	47,482	45,311
当期純利益調整額（百万円）	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳（千株）		
新株予約権	18	—
普通株式増加数（千株）	18	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	ストックオプションに係る 新株予約権（決議年月日平成 19年6月23日、新株予約権の 数800個、株式数80千株）	ストック・オプションに係る 新株予約権 ①（決議年月日平成16年6月 26日、新株予約権の数22個、 株式数22千株） ②（決議年月日平成17年6月 25日、新株予約権の数720個、 株式数72千株） ③（決議年月日平成19年6月 23日、新株予約権の数800個、 株式数80千株） この概要は、「新株予約権等 の状況」に記載のとおりであり ます。

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前連結会計 年度末残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	280	210	1.52	—

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る営業収益等

	第1四半期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	第2四半期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	第3四半期 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	第4四半期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益 (百万円)	5,042	3,598	2,849	2,766
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△) (百万円)	547	△1,354	△1,785	△1,549
四半期純利益又は四半期純損失 (△) (百万円)	351	△1,217	△2,372	△1,566
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 (△) (円)	7.67	△26.57	△51.86	△35.71

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年 3 月31 日)	当事業年度 (平成21年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,621	13,328
預託金	5,523	3,304
トレーディング商品	1,092	298
商品有価証券等	1,092	298
約定見返勘定	72	13
信用取引資産	17,320	6,112
信用取引貸付金	16,978	5,529
信用取引借証券担保金	341	582
立替金	88	53
募集等払込金	1,071	923
有価証券等引渡未了勘定	1	—
短期貸付金	8	12
前払金	19	25
前払費用	61	49
未収入金	69	155
未収還付法人税等	414	377
未収収益	947	418
繰延税金資産	502	—
貸倒引当金	△47	△30
流動資産計	36,768	25,042
固定資産		
有形固定資産	4,425	4,091
建物	※1 1,790	※1 1,690
器具備品	※1 1,165	※1 932
土地	※5 1,469	※5 1,469
無形固定資産	924	743
ソフトウェア	920	740
電話加入権	4	3
投資その他の資産	7,361	6,152
投資有価証券	※2 3,351	※2 1,961
関係会社株式	2,343	2,306
出資金	1	1
関係会社長期貸付金	—	70
従業員に対する長期貸付金	37	43
長期差入保証金	1,513	1,763
長期前払費用	20	13
繰延税金資産	99	—
その他	18	17
貸倒引当金	△25	△25
固定資産計	12,710	10,987
資産合計	49,479	36,029

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年 3 月31 日)	当事業年度 (平成21年 3 月31 日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	9	1
商品有価証券等	8	—
デリバティブ取引	1	1
信用取引負債	6,483	2,764
信用取引借入金	※2 5,559	※2 2,049
信用取引貸証券受入金	924	715
有価証券担保借入金	332	16
有価証券貸借取引受入金	332	16
預り金	3,745	2,725
受入保証金	1,144	781
有価証券等受入未了勘定	14	1
短期借入金	※2 280	※2 210
前受収益	13	9
未払金	174	130
未払費用	365	303
賞与引当金	665	375
ポイント引当金	450	397
流動負債計	13,679	7,718
固定負債		
繰延税金負債	—	11
再評価に係る繰延税金負債	※5 40	※5 40
退職給付引当金	245	213
その他の固定負債	37	28
固定負債計	323	293
特別法上の準備金		
証券取引責任準備金	※3 304	—
金融商品取引責任準備金	—	※3 168
特別法上の準備金計	304	168
負債合計	14,307	8,180

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年 3 月31日)	当事業年度 (平成21年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,577	14,577
資本剰余金		
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	5,867	4,550
資本剰余金合計	9,573	8,255
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	7,000	7,000
繰越利益剰余金	6,425	247
利益剰余金合計	13,425	7,247
自己株式	△268	△271
株主資本合計	37,307	29,809
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△136	16
土地再評価差額金	※5 △2,016	※5 △2,016
評価・換算差額等合計	△2,152	△2,000
新株予約権	17	39
純資産合計	35,172	27,849
負債・純資産合計	49,479	36,029

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
受入手数料	18,695	12,230
委託手数料	7,330	4,517
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	133	38
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	3,907	2,086
その他の受入手数料	7,324	5,587
トレーディング損益	※1 1,099	※1 759
金融収益	※2 668	※2 328
営業収益計	20,463	13,318
金融費用	※10 149	※10 95
純営業収益	20,314	13,222
販売費・一般管理費		
取引関係費	※3 2,496	※3 2,080
人件費	※4 9,162	※4 8,106
不動産関係費	※5 2,042	※5 1,861
事務費	※6 2,841	※6 2,677
減価償却費	※7 789	※7 803
租税公課	※8 187	※8 145
その他	※9 828	※9 653
販売費・一般管理費計	18,348	16,327
営業利益又は営業損失(△)	1,966	△3,104
営業外収益		
投資有価証券配当金	—	77
受取保険金及び配当金	—	24
その他	※11 131	29
営業外収益計	131	131
営業外費用		
投資事業組合運用損	—	191
その他	※12 150	23
営業外費用計	150	215
経常利益又は経常損失(△)	1,947	△3,188
特別利益		
固定資産売却益	※13 2	—
投資有価証券売却益	339	189
会員権売却益	0	—
貸倒引当金戻入額	4	5
金融商品取引責任準備金戻入	—	136
特別利益計	347	331

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
特別損失		
固定資産除却損	※14 31	※14 11
固定資産廃棄損	—	※16 11
投資有価証券評価損	28	1,094
投資有価証券償還損	—	37
関係会社株式評価損	54	36
投資有価証券清算損	0	—
ゴルフ会員権評価損	—	31
店舗移転費用	※15 14	—
特別損失計	129	1,223
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	2,165	△4,079
法人税、住民税及び事業税	828	29
法人税等調整額	227	602
法人税等合計	1,056	631
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,108	△4,711

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	14,576	14,577
当期変動額		
新株の発行	1	—
当期変動額合計	1	—
当期末残高	14,577	14,577
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,704	3,705
当期変動額		
新株の発行	1	—
当期変動額合計	1	—
当期末残高	3,705	3,705
その他資本剰余金		
前期末残高	7,621	5,867
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	△1,754	△1,317
当期変動額合計	△1,754	△1,317
当期末残高	5,867	4,550
資本剰余金合計		
前期末残高	11,325	9,573
当期変動額		
新株の発行	1	—
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	△1,754	△1,317
当期変動額合計	△1,752	△1,317
当期末残高	9,573	8,255
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	7,000	7,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	7,000	7,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	7,485	6,425
当期変動額		
剰余金の配当	△2,185	△1,465
当期純利益又は当期純損失(△)	1,108	△4,711
土地再評価差額金の取崩	16	—
当期変動額合計	△1,060	△6,177
当期末残高	6,425	247

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	14,485	13,425
当期変動額		
剰余金の配当	△2,185	△1,465
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,108	△4,711
土地再評価差額金の取崩	16	—
当期変動額合計	△1,060	△6,177
当期末残高	13,425	7,247
自己株式		
前期末残高	△267	△268
当期変動額		
自己株式の取得	△1,755	△1,321
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	1,754	1,317
当期変動額合計	△1	△3
当期末残高	△268	△271
株主資本合計		
前期末残高	40,120	37,307
当期変動額		
新株の発行	3	—
剰余金の配当	△2,185	△1,465
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,108	△4,711
自己株式の取得	△1,755	△1,321
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	16	—
当期変動額合計	△2,812	△7,498
当期末残高	37,307	29,809
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	766	△136
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△902	152
当期変動額合計	△902	152
当期末残高	△136	16
土地再評価差額金		
前期末残高	△2,000	△2,016
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△16	—
当期変動額合計	△16	—
当期末残高	△2,016	△2,016
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1,233	△2,152
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△16	—

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△902	152
当期変動額合計	△918	152
当期末残高	△2, 152	△2, 000
新株予約権		
前期末残高	—	17
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	22
当期変動額合計	17	22
当期末残高	17	39
純資産合計		
前期末残高	38, 886	35, 172
当期変動額		
新株の発行	3	—
剰余金の配当	△2, 185	△1, 465
当期純利益又は当期純損失（△）	1, 108	△4, 711
自己株式の取得	△1, 755	△1, 321
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△885	175
当期変動額合計	△3, 714	△7, 323
当期末残高	35, 172	27, 849

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 トレーディングの目的及び範囲 当社におけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の發揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社が利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。 当社のトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。 2 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。 3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 ② 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。	1 トレーディングの目的及び範囲 (同左) 2 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左) 3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (同左) (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの (同左) ② 時価のないもの (同左)

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
4 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く） a) 平成10年 3 月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年 4 月 1 日から平成19年 3 月31 日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年 4 月 1 日以降に取得したもの 定額法 建物以外 a) 平成19年 3 月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年 4 月 1 日以降に取得したもの 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりでありま す。 建物 : 3年～47年 器具備品 : 3年～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する 法律 平成19年 3 月30日 法律第 6 号）及び（法人税 法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3 月30日 政令 第83号））に伴い、当事業年度から、平成19 年 4 月 1 日以降に取得したものについては、改正後 の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場 合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益 はそれぞれ35百万円減少しております。 (追加情報) 当事業年度から、平成19年 3 月31日以前に取得し たものについては、償却可能限度額まで償却が終了 した翌年から 5 年間で均等償却する方法によってお ります。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微でありま す。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 によっております。 5 繰延資産の処理方法 株式交付費 支払時に全額費用計上しております。 6 引当金及び準備金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不 能見込額を計上しております。 ① 一般債権 貸倒実績率法によっております。 ② 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当 社所定の計算方法により算出した支払見込額を計 上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に基 づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)によ る按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年) による按分額を翌事業年度より費用処理しており ます。	4 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く） a) 平成10年 3 月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年 4 月 1 日から平成19年 3 月31 日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年 4 月 1 日以降に取得したもの 定額法 建物以外 a) 平成19年 3 月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年 4 月 1 日以降に取得したもの 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりでありま す。 建物 : 3年～47年 器具備品 : 3年～20年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左) 5 繰延資産の処理方法 (同左) 6 引当金及び準備金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 (同左) (3) 退職給付引当金 (同左)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(4) ポイント引当金 「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 (5) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき準備金を積み立てております。なお、当該金額は金融商品取引法附則第40条第1項に基づき、旧「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。 7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 8 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。 なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ①ヘッジ手段 金利スワップ取引 ②ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの。 (3) ヘッジ方針 社内管理規程に従い、金利変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。 特例処理の要件を満たしている金利スワップにおいては、有効性の判定は省略しております。 9 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	(4) ポイント引当金 (同左) (5) 金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。 7 リース取引の処理方法 _____ 8 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 (同左) (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3) ヘッジ方針 (同左) (4) ヘッジの有効性評価の方法 (同左) 9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 (2) リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(金融商品取引責任準備金) 当事業年度から、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を、金融商品取引責任準備金として計上する方法に変更しております。 これに伴い、従来と同一の方法によった場合と比べ、税引前当期純損失が118百万円減少しております。 (リース取引に関する会計基準の適用) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当事業年度から適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(損益計算書関係) 1 平成20年12月12日付けで、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」及び関係政府令が施行されたことに伴い、「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(日本証券業協会自主規制規則)の一部改正が行われ、当事業年度から「引受け・売出し手数料」を「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」、「募集・売出しの取扱手数料」を「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」に変更しております。 2 従来、営業外収益の「その他」として表示しておりましたが、EDINETへのXBRL導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上するため、当事業年度から「投資有価証券配当金」、「受取保険金及び配当金」、「その他」として表示しております。前事業年度の「投資有価証券配当金」、「受取保険金及び配当金」、「その他」はそれぞれ、93百万円、13百万円、24百万円であります。 3 従来、営業外費用の「その他」として表示しておりましたが、EDINETへのXBRL導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上するため、当事業年度から「投資事業組合運用損」、「その他」として表示しております。前事業年度の「投資事業組合運用損」、「その他」はそれぞれ、121百万円、28百万円であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)					当事業年度 (平成21年3月31日)				
※1 有形固定資産から控除した減価償却累計額は3,814百万円であります。					※1 有形固定資産から控除した減価償却累計額4,132百万円				
※2 担保に供している資産は次のとおりであります。					※2 担保に供している資産は次のとおりであります。				
被担保債務		担保に供している資産			被担保債務		担保に供している資産		
科目	期末残高 (百万円)	トレー ディング 商品 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	トレー ディング 商品 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	280	—	733	733	短期借入金	210	—	368	368
金融機関 借入金	260	—	718	718	金融機関 借入金	210	—	353	353
証券金融 会社 借入金	20	—	15	15	証券金融 会社 借入金	—	—	15	15
信用取引 借入金	5,559	—	64	64	信用取引 借入金	2,049	—	4	4
計	5,839	—	798	798	計	2,259	—	372	372
(注) 上記のほか、投資有価証券を先物取引証拠金等の代用として7百万円、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して37百万円、信用取引借入金に対して2,485百万円、先物取引証拠金等の代用として231百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として12百万円、清算預託金の代用として60百万円、現物清算基金として838百万円差し入れております。					(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金に対して1,026百万円、先物取引証拠金等の代用として48百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として54百万円、清算預託金の代用として8百万円、清算基金として623百万円差し入れております。				
※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 証券取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5					※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5				
4 偶発債務 関係会社の一吉国際(香港)有限公司の金融商品取引に関連して発生する債務に対して、債務保証(極度枠US\$1,000万)を行っております。 なお、当事業年度末の債務保証残高はありません。					4				

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
※5 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △260百万円 6 有価証券等を差し入れた場合等の時価額 ①信用取引貸証券 869百万円 ②信用取引借入金本担保証券 5,457 ③貸付有価証券 397 ④長期差入保証金代用有価証券 75 7 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額 ①信用取引貸付金本担保証券 13,491百万円 ②信用取引借証券 327 ③借入有価証券 270 ④受入証拠金代用有価証券 10 ⑤受入保証金代用有価証券 23,742	※5 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △176百万円 6 有価証券等を差し入れた場合等の時価額 ①信用取引貸証券 795百万円 ②信用取引借入金本担保証券 1,920 ③貸付有価証券 63 7 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額 ①信用取引貸付金本担保証券 4,813百万円 ②信用取引借証券 535 ③借入有価証券 49 ④受入証拠金代用有価証券 1 ⑤受入保証金代用有価証券 10,426

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
※1 トレーディング損益の内訳				※1 トレーディング損益の内訳			
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)		実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング 損益	728	—	728	株券等トレーディング 損益	426	△1	425
債券等・その他の トレーディング損益	376	△5	371	債券等・その他の トレーディング損益	327	6	334
債券等トレーディン グ損益	375	△4	371	債券等トレーディン グ損益	327	7	334
その他のトレーディ ング損益	1	△1	0	その他のトレーディ ング損益	0	△0	△0
計	1,104	△5	1,099	計	754	5	759
※2 金融収益の内訳				※2 金融収益の内訳			
信用取引受取利息・品貸料		623 百万円		信用取引受取利息・品貸料		272 百万円	
受取配当金		0		受取配当金		0	
受取債券利子		15		受取債券利子		11	
受取利息		24		受取利息		33	
その他		5		その他		11	
計		668		計		328	
※3 取引関係費の内訳				※3 取引関係費の内訳			
支払手数料		352 百万円		支払手数料		313 百万円	
取引所・協会費		172		取引所・協会費		140	
通信・運送費		708		通信・運送費		672	
旅費・交通費		282		旅費・交通費		219	
広告宣伝費		424		広告宣伝費		310	
交際費		233		交際費		173	
ポイント引当金繰入		321		ポイント引当金繰入		250	
計		2,496		計		2,080	
※4 人件費の内訳				※4 人件費の内訳			
役員報酬・従業員給料		6,775 百万円		役員報酬・従業員給料		6,156 百万円	
歩合外務員給料		157		歩合外務員給料		76	
福利厚生費		1,125		福利厚生費		1,018	
賞与引当金繰入		665		賞与引当金繰入		375	
退職給付費用		216		退職給付費用		328	
その他		222		その他		151	
計		9,162		計		8,106	

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※5 不動産関係費の内訳 不動産費 1,282 百万円 器具・備品費 759 計 2,042	※5 不動産関係費の内訳 不動産費 1,283 百万円 器具・備品費 577 計 1,861
※6 事務費の内訳 事務委託費 2,702 百万円 事務用品費 138 計 2,841	※6 事務費の内訳 事務委託費 2,553 百万円 事務用品費 123 計 2,677
※7 減価償却費の内訳 有形固定資産 543 百万円 無形固定資産 232 投資その他の資産 13 計 789	※7 減価償却費の内訳 有形固定資産 504 百万円 無形固定資産 282 投資その他の資産 16 計 803
※8 租税公課の内訳 事業税付加価値割及び資本割 95 百万円 事業所税 19 固定資産税及び自動車税 35 印紙税 5 その他 32 計 187	※8 租税公課の内訳 事業税付加価値割及び資本割 59 百万円 事業所税 17 固定資産税及び自動車税 40 印紙税 5 その他 22 計 145
※9 その他の内訳 図書費 33 百万円 営業資料費 399 水道光熱費 80 諸会費 11 その他 304 計 828	※9 その他の内訳 図書費 28 百万円 営業資料費 360 水道光熱費 78 諸会費 10 その他 175 計 653
※10 金融費用の内訳 信用取引支払利息・品借料 134 百万円 支払利息 11 その他 3 計 149	※10 金融費用の内訳 信用取引支払利息・品借料 88 百万円 支払利息 5 その他 1 計 95
※11 営業外収益のその他の内訳 投資有価証券配当金 93 百万円 投資事業組合運用利益 7 団体定期保険配当金 2 その他 27 計 131	※11 _____
※12 営業外費用のその他の内訳 投資事業組合運用損失 121 百万円 貸借取引権利処理等手数料 3 その他 25 計 150	※12 _____

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※13 固定資産売却益は、建物及び土地の売却益であります。	※13 _____
※14 固定資産除却損は、店舗移転及び改装に伴う建物及び器具備品の除却等であります。	※14 固定資産除却損は、大阪支店の店舗改装に伴う、建物及び器具備品の除却等であります。
※15 店舗移転費用は、石橋支店、枚方支店の移転費用等であります。	※15 _____
※16 _____	※16 固定資産廃棄損は、大阪支店の店舗改装に伴う、撤去費用等であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	576,510	1,700,073	1,699,232	577,351

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得による増加 1,699,200株

単元未満株式の買取りによる増加 873株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少 1,699,200株

単元未満株式の売渡しによる減少 32株

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	577,351	1,961,347	1,958,058	580,640

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得による増加 1,957,500株

単元未満株式の買取りによる増加 3,847株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少 1,957,500株

単元未満株式の売渡しによる減少 558株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																		
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <th colspan="2">器具・備品</th></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>44 百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>19</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>24</td></tr> </table> (2) 未経過リース料期末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <td>1 年内</td><td>8 百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>16</td></tr> <tr> <td>計</td><td>24</td></tr> </table> (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>10 百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>10</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。 (注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。 2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未経過リース料</td><td></td></tr> <tr> <td>1 年内</td><td>20 百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>14</td></tr> <tr> <td>計</td><td>34</td></tr> </table>	器具・備品		取得価額相当額	44 百万円	減価償却累計額相当額	19	期末残高相当額	24	1 年内	8 百万円	1 年超	16	計	24	支払リース料	10 百万円	減価償却費相当額	10	未経過リース料		1 年内	20 百万円	1 年超	14	計	34	1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <th colspan="2">器具・備品</th></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>17 百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>12</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>4</td></tr> </table> (2) 未経過リース料期末残高相当額((注)参照) <table> <tr> <td>1 年内</td><td>3 百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>1</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4</td></tr> </table> (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>8 百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>8</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。 (注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>4 百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>9</td></tr> <tr> <td>計</td><td>13</td></tr> </table>	器具・備品		取得価額相当額	17 百万円	減価償却累計額相当額	12	期末残高相当額	4	1 年内	3 百万円	1 年超	1	計	4	支払リース料	8 百万円	減価償却費相当額	8	1 年内	4 百万円	1 年超	9	計	13
器具・備品																																																			
取得価額相当額	44 百万円																																																		
減価償却累計額相当額	19																																																		
期末残高相当額	24																																																		
1 年内	8 百万円																																																		
1 年超	16																																																		
計	24																																																		
支払リース料	10 百万円																																																		
減価償却費相当額	10																																																		
未経過リース料																																																			
1 年内	20 百万円																																																		
1 年超	14																																																		
計	34																																																		
器具・備品																																																			
取得価額相当額	17 百万円																																																		
減価償却累計額相当額	12																																																		
期末残高相当額	4																																																		
1 年内	3 百万円																																																		
1 年超	1																																																		
計	4																																																		
支払リース料	8 百万円																																																		
減価償却費相当額	8																																																		
1 年内	4 百万円																																																		
1 年超	9																																																		
計	13																																																		

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年 3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
(1) 流動資産		(1) 流動資産	
賞与引当金損金不算入額	270百万円	賞与引当金損金不算入額	152百万円
賞与引当金に対する社会保険料相当額	32	賞与引当金に対する社会保険料相当額	18
事業税付加価値割及び資本割	14	事業税付加価値割及び資本割	4
役員退職金未払額損金算入否認	22	役員退職金未払額損金算入否認	14
ポイント引当金損金不算入額	183	ポイント引当金損金不算入額	161
貸倒引当金損金算入否認	18	貸倒引当金損金算入否認	11
その他	7	その他	7
小計	549	小計	370
評価性引当額	△15	評価性引当額	△343
繰延税金負債（流動）と相殺	△32	繰延税金負債（流動）と相殺	△27
繰延税金資産（流動）計	502	繰延税金資産（流動）計	—
(2) 固定資産		(2) 固定資産	
投資有価証券評価損否認	104百万円	繰越欠損金	1,700百万円
関係会社株式評価損否認	91	投資有価証券評価損否認	200
退職給付引当金損金不算入額	81	関係会社株式評価損否認	106
減価償却費限度超過額	60	投資事業有限責任組合損失否認	60
証券取引責任準備金損金不算入額	123	退職給付引当金損金不算入額	79
ゴルフ会員権評価損否認	91	減価償却費限度超過額	55
貸倒引当金損金算入否認	10	金融商品取引責任準備金損金不算入額	68
電話加入権評価損否認	25	ゴルフ会員権評価損否認	103
固定資産減損損失否認	69	貸倒引当金損金算入否認	10
その他有価証券評価差額金	55	電話加入権評価損否認	25
その他	77	固定資産減損損失否認	63
小計	790	その他	43
評価性引当額	△690	小計	2,518
繰延税金資産（固定）計	99	評価性引当額	△2,518
繰延税金資産合計	602	繰延税金資産（固定）計	—
繰延税金負債		繰延税金負債	
(1) 流動負債		(1) 流動負債	
還付事業税所得割	32百万円	繰延税金負債	
繰延税金資産（流動）と相殺	△32	(1) 流動負債	
繰延税金負債合計	—	還付事業税所得割	△27百万円
繰延税金資産の純額	602	繰延税金資産（流動）と相殺	27
		繰延税金負債（流動）計	—
		(2) 固定負債	
		その他有価証券評価差額金	△11百万円
		繰延税金負債（固定）計	△11
		繰延税金負債合計	△11
		繰延税金負債の純額	△11

前事業年度 (平成20年 3 月31日)	当事業年度 (平成21年 3 月31日)
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に されない項目 5.88 住民税均等割額 1.36 受取配当金等永久に益金に 算入されない項目 △0.81 その他 1.67 税効果会計適用後の 法人税等の負担額 48.79	税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1株当たり純資産額 767.39円	1株当たり純資産額 634.18円
1株当たり当期純利益 23.35円	1株当たり当期純損失 (△) △103.99円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 23.34円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 一円

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成20年 3 月31日)	当事業年度 (平成21年 3 月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	35,172	27,849
普通株式に係る純資産額 (百万円)	35,155	27,809
差額の主な内訳 (百万円)		
新株予約権	17	39
普通株式の発行済株式数 (千株)	46,388	44,431
普通株式の自己株式数 (千株)	577	580
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数 (千株)	45,811	43,850

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
損益計算書上の当期純利益 又は当期純損失（△）（百万円）	1,108	△4,711
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失（△）（百万円）	1,108	△4,711
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	47,482	45,311
当期純利益調整額（百万円）	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳（千株）		
新株予約権	18	—
普通株式増加数（千株）	18	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	ストックオプションに係る 新株予約権（決議年月日平成 19年6月23日、新株予約権の 数800個、株式数80千株）	ストック・オプションに係る 新株予約権 ①（決議年月日平成16年6月 26日、新株予約権の数22個、 株式数22千株） ②（決議年月日平成17年6月 25日、新株予約権の数720個、 株式数72千株） ③（決議年月日平成19年6月 23日、新株予約権の数800個、 株式数80千株） この概要は、「新株予約権等 の状況」に記載のとおりであり ます。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額(百万円)
トレーディング 商品	売買目的有価証券	(1銘柄)	126,800	49
		小計	126,800	49
投資有価証券	その他有価証券	長野計器	362,032	275
		平和不動産	400,706	85
		日本アジア投資	1,087,000	47
		東京証券会館	68,644	34
		ピーアーク	30,000	30
		エース証券	69,300	27
		大利根CC	2	22
		ファンネックス・アセット・マネ ジメント	320	21
		平和オート	20,000	20
		鷹の台CC	9	18
		その他(74銘柄)	1,085,223	303
		小計	3,123,236	887
計		3,250,036	936	

【債券】

銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
トレーディング 商品	売買目的有価証券	国債(86銘柄)	241	245
		社債(1銘柄)	2	2
		外貨建債券(4銘柄)	—	1
		計	—	248

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等 (口)	貸借対照表計上額(百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資)		
		ジャフコ・スーパーV3－A号	3.0	285
		ジャイクIF3号	2.0	174
		その他 (15銘柄)	102.5	613
計			—	1,074

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	4,103	103	77	4,129	2,439	197	1,690
器具備品	2,666	78	120	2,625	1,693	307	932
土地	1,469	—	—	1,469	—	—	1,469
有形固定資産計	8,239	182	198	8,224	4,132	504	4,091
無形固定資産							
ソフトウェア	1,748	102	—	1,850	1,110	281	740
電話加入権	28	—	—	28	24	1	3
無形固定資産計	1,776	102	—	1,879	1,135	282	743
長期前払費用	102	9	—	111	98	16	13

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注1)	72	10	11	15	55
賞与引当金 (注2)	665	375	653	11	375
ポイント引当金	450	250	303	—	397
金融商品取引責任準備金	—	168	—	—	168
証券取引責任準備金 (注3)	304	—	—	304	—

(注) 1 当期減少額(その他)は一般債権の洗替及び貸倒懸念債権等の回収等による戻入であります。

2 当期減少額(その他)は洗替による戻入であります。

3 当期減少額(その他)は当事業年度より、証券取引責任準備金から金融商品取引責任準備金に表示科目を変更したことによる減少であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成21年3月末日現在における主な資産・負債の内容は次のとおりであります。

なお、附属明細表において記載した項目については省略しております。

① 資産の部

イ 現金・預金

区分	金額(百万円)
現金	215
預金	
当座預金	10,578
普通預金	712
定期預金	1,010
別段預金	1
郵便貯金	527
その他	284
小計	13,113
合計	13,328

ロ 預託金

区分	金額(百万円)
顧客分別金信託	3,110
その他の預け金	194
計	3,304

ハ 信用取引資産

区分	金額(百万円)
信用取引貸付金 (注1)	5,529
信用取引借証券担保金 (注2)	582
計	6,112

(注) 1 顧客の信用取引に係る株券の買付代金相当額

2 貸借取引により証券金融会社に差し入れている借証券の担保金

ニ 関係会社株式

	銘柄	金額(百万円)
子会社株式	株式会社いちよし経済研究所	38
	株式会社いちよし I R 研究所	9
	いちよし投資顧問株式会社	518
	いちよしビジネスサービス株式会社	240
	一吉国際(香港)有限公司	1,500
	計	2,306

② 負債の部

イ 信用取引負債

区分	金額(百万円)
信用取引借入金 (注1)	2,049
信用取引貸証券受入金 (注2)	715
計	2,764

(注) 1 貸借取引による証券金融会社からの借入金

2 顧客の信用取引に係る株券の売付代金相当額

ロ 預り金

区分	金額(百万円)
顧客からの預り金	2,339
その他の預り金 (注)	386
計	2,725

(注) 代理事務業務に付随して発生する一時的な預り金、源泉所得税預り金等

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
単元未満株式の売渡請求	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
売渡請求手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ふ。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.ichiyoshi.co.jp/
株主に対する特典	なし

- (注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第66期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)平成20年6月24日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第62期(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)平成20年10月23日関東財務局長に提出

事業年度 第63期(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)平成20年10月23日関東財務局長に提出

事業年度 第64期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成20年10月23日関東財務局長に提出

事業年度 第65期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成20年10月23日関東財務局長に提出

事業年度 第66期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)平成20年10月23日関東財務局長に提出

事業年度 第66期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)平成20年12月18日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第67期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)平成20年8月11日関東財務局長に提出

第67期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)平成20年11月12日関東財務局長に提出

第67期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)平成21年2月12日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第67期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)平成20年12月18日関東財務局長に提出

第67期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)平成20年12月18日関東財務局長に提出

(5) 半期報告書の訂正報告書

事業年度 第65期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)平成20年10月23日関東財務局長に提出

事業年度 第66期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)平成20年10月23日関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の解散決議)の規定に基づく臨時報告書を平成21年3月27日関東財務局長に提出

(7) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 平成20年3月1日 至 平成20年3月31日)平成20年4月15日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成20年11月1日 至 平成20年11月30日)平成20年12月8日関東財務局長に提出

報告期間(自 平成20年12月1日 至 平成20年12月31日)平成21年1月7日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月24日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	幹	男	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	廣	田	壽	俊	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平	井	啓	仁	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6 月23日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 啓 仁 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、いちよし証券株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、いちよし証券株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月24日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	幹	男	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	廣	田	壽	俊	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平	井	啓	仁	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月23日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 啓 仁 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月23日
【会社名】	いちよし証券株式会社
【英訳名】	Ichiyoshi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役(兼)代表執行役社長 武 樋 政 司
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【縦覧に供する場所】	大阪支店 (大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号) 岡山支店 (岡山市北区内山下一丁目1番5号) 神戸支店 (神戸市中央区加納町六丁目6番1号) 横浜支店 (横浜市西区南幸二丁目20番5号) 千葉支店 (千葉市中央区新町1番地20) 名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目1番26号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役（兼）代表執行役社長武樋政司は、当社の第67期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。